

川西市子ども・若者
育成支援計画

✦ The Plan about Supporting Youth

2018



川西市子ども・若者育成支援計画2018

はじめに

川西市長

大塩 民生



子どもや若者の健やかな成長は、本人やご家族にとって何ものにも変えがたい願いであり、彼らが自らの将来に向かって自立し活躍することは、私たち市民すべての希望です。

しかし近年、家族構成の多様化や労働環境の変化、技術革新による情報化、そのほか少子高齢化や消費社会化などにより、子どもや若者を取り巻く環境は一昔前と一変し、旧来とは異なった問題が表面化しています。

対人関係や生活様式、個々人の志向性をはじめとする複合的な要因により、学校・職場といった集団における孤立や不調和が引き起こされ、不登校やひきこもり、無業状態に陥るなど、現代に特有のひずみが生じており、それらは社会的に解決すべき課題といえます。

「川西市子ども・若者育成支援計画」は、すべての子ども・若者をはじめ、こうした社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づき平成25年に策定したもので、社会の趨勢を踏まえた施策展開に向け、このたび改定を行いました。

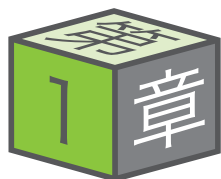
計画の推進にあたり、子どもや若者をめぐる課題を解決するためには、行政、市民、関係団体が一丸となって取り組む必要があります。今後、様々な場面において、皆さまのご協力を賜ることと存じますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の改定にあたりアンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、計画の審議を賜りました川西市青少年問題協議会委員・専門委員の皆さま、川西市子ども・若者支援地域協議会関係団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成30年3月

目次

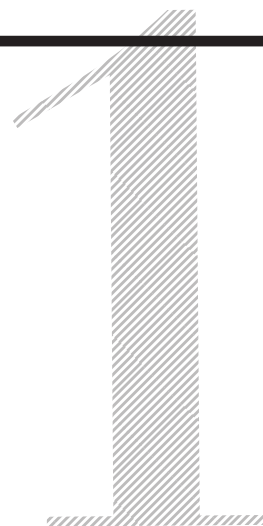
| | | |
|------------|-------------------------------------|-----------|
| 1章 | 計画の概要 | 1 |
| 1. | 計画の背景 | 1 |
| 2. | 計画の目的 | 2 |
| 3. | 計画の位置づけ・期間 | 3 |
| 4. | 計画の対象者 | 4 |
| 2章 | 子ども・若者育成支援の理念 | 5 |
| 1. | 計画の基本理念と重点目標 | 5 |
| 2. | 施策体系 | 6 |
| 3章 | すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援 | 7 |
| 1. | 現状 | 7 |
| 2. | 課題と取り組み | 17 |
| 4章 | 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援 | 29 |
| 1. | 現状 | 29 |
| 2. | 課題と取り組み | 37 |
| 3. | 子ども・若者総合相談センター | 43 |
| 5章 | 計画の推進に向けて | 45 |
| 資料編 | | |
| | 川西市青少年問題協議会規則 | 47 |
| | 川西市青少年問題協議会専門委員会名簿 | 49 |
| | 川西市こども・若者育成支援計画の改定経過 | 49 |
| | 子ども・若者育成支援推進法 | 50 |
| | 川西市子ども・若者支援地域協議会設置要綱 | 57 |
| | 子ども・若者支援事業担当課一覧 | 60 |
| | 事業対象年齢一覧表 | 61 |



計画の概要



計画の背景



1 国における子ども・若者支援の動向

平成 22 年 4 月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、国において「子ども・若者育成支援推進法」（以下「法」という）が施行されました。また、法第 26 条に基づき、内閣府に特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第 8 条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定されました。それまでの青少年施策では概ね 30 歳未満が対象であったのに対し、同ビジョンにおいては、若年無業者やひきこもりなどに悩む若者が自立できないまま年齢を重ねている現状から、特定の分野に関し、30 代も対象となりました。

同ビジョンの策定から 5 年が経過し、有識者で構成する「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」における意見を踏まえ、平成 28 年 2 月、国は「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。新大綱においては、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援—という課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

2 川西市における施策展開

川西市は、法第 9 条第 2 項の規定に基づく計画として、平成 25 年 3 月、「川西市子ども・若者育成支援計画」を策定しました。

計画の推進にあたり、平成 25 年度には、内閣府「子ども・若者支援地域協議会設置・運営モデル事業」の指定を受け、様々な状況の子ども・若者を効果的に支援できるネットワークの構築を検討し、子ども・若者支援地域協議会設置に向けた体制づくりを進めてきました **図 1-1**。そして、平成 27 年 3 月には、「川西市子ども・若者支援地域協議会」を立ち上げ、関係機関による支援ネットワークを構築しました。

また、市内の民間支援団体や国、県、市が設置した公的支援機関などを掲載した「川西市子ども・若者支援機関マップ」を平成 25 年度に作成したほか、平成 26 年度からは、ひきこもりや若年無業者、不登校の当事者・保護者を支援する「川西市子ども・若者総合相談窓口」を開設しています。平成 28 年度には、計画の改定に向け、概ね 15 歳から 39 歳までの若者を対象に、「川西市子ども・若者実態調査」を行いました。



計画の目的

川西市では、子ども・若者の支援施策を推進するため、平成 25 年 3 月に策定した「川西市子ども・若者育成支援計画」に基づき、取り組みを進めてきました。その後、国においては、新大綱「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、同大綱策定の検討を行った子ども・若者育成支援推進点検・評価会議では、社会的な生活を円滑に送る上で困難を有する子ども・若者に関し、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることなどが指摘されています。

この計画は、25 年度から 29 年度までの成果を継承しながら、教育、保健・福祉、医療、雇用、NPO、警察・補導などの垣根を越え、互いに連携・協力し、将来を担う子ども・若者の支援を行うことにより、複雑化する課題の解決に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進するため、改めて策定しようとするものです。

図 1-1 子ども・若者支援地域協議会



内閣府ホームページ「子ども・若者育成支援法について」を元にイメージ図を作成

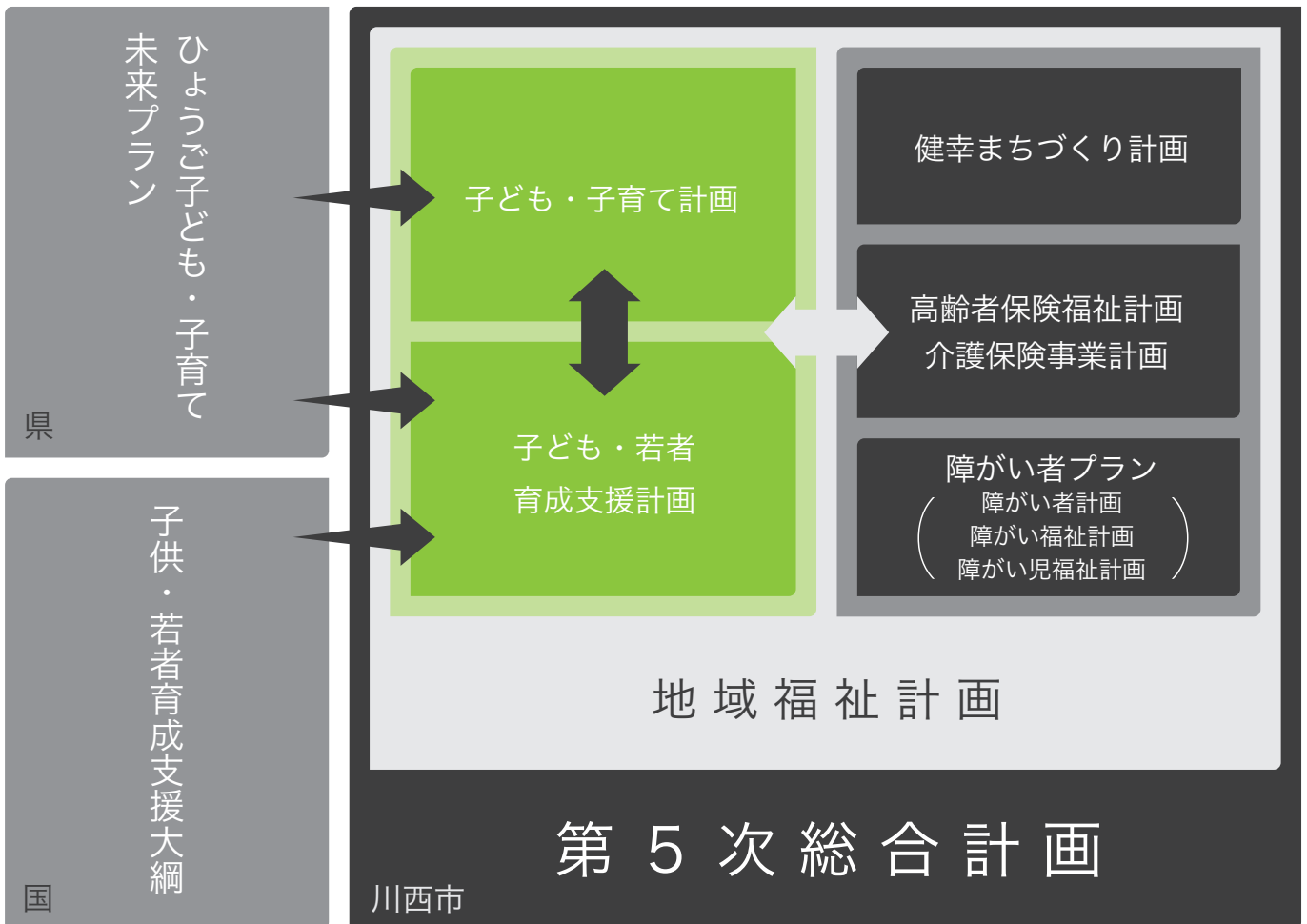


計画の位置づけ・期間

本計画は、法第9条第2項の規定に基づき策定したもので、国の「子供・若者育成支援推進大綱」、兵庫県の「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を踏まえ、「第5次川西市総合計画・後期基本計画」の子ども・若者に関する分野をより具体化した計画として位置づけています。

計画期間は平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間とし、「川西市子ども・子育て計画」や「川西市地域福祉計画」など関連する他の計画とともに、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っていきます 図1-2。

図1-2 子ども・若者育成支援計画の位置づけ



◎子ども・若者育成支援計画と子ども・子育て計画の関係

| 0歳 | 6歳 | 12歳 | 18歳 | 30歳 | 40歳 |
|-----------|-----|-----|--------------|--------|-----|
| 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 子ども・子育て計画 | | | 子ども・若者育成支援計画 | | |



計画の対象者

この計画の対象者は概ね 30 歳未満の人としていますが、社会生活を円滑に営む上で困難を有する 40 歳未満の人も対象とします。

なお、「川西市子ども・子育て計画」(平成 27～31 年度(2015 年度～2021 年度))においては子どもや子育て家庭などを対象とし、この計画では、様々な悩みを抱える思春期、社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に重点を置いています。

また、本計画では法にならい、「子ども・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令などにより様々であることから、施策によっては「青少年」「児童・生徒」などの用語を併用しています **表 1-3**。

表 1-3 各種法令などによる呼称

| 法令などの名称 | 呼称 | 区分 |
|---------------|--------|--|
| 少年法 | 少年 | 20 歳未満の者 |
| 刑法 | 刑事責任年齢 | 満 14 歳 |
| 児童福祉法 | 児童 | 18 歳未満の者 |
| | 乳児 | 1 歳未満の者 |
| | 幼児 | 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者 |
| | 少年 | 小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者 |
| 学校教育法 | 学齢児童 | 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| | 学齢生徒 | 小学校の過程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| 労働基準法 | 年少者 | 18 歳未満の者 |
| | 児童 | 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者 |
| 民法 | 未成年者 | 20 歳未満の者 |
| | 婚姻適齢 | 男 18 歳、女 16 歳(未成年者は父母の同意を得なければならない) |
| 青少年雇用対策基本方針 | 青少年 | 35 歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況などに応じて、概ね「45 歳未満の者についても、その対象とすることを妨げない(「青少年の雇用促進等に関する法律」に基づき定められた青少年雇用対策基本方針(平成 28 年 1 月厚生労働省)において規定)。 |
| 子供・若者育成支援推進大綱 | 子ども | 乳幼児期、学童期及び思春期の者 |
| | 若者 | 思春期、青年期の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期も対象とする。 |
| | 乳幼児期 | 義務教育年齢に達するまでの者 |
| | 学童期 | 小学生の者 |
| | 思春期 | 中学生から概ね 18 歳までの者 |
| | 青年期 | 概ね 18 歳から概ね 30 歳未満までの者 |
| | ポスト青年期 | 青年期を過ぎ、40 歳未満の者 |



子ども・若者育成支援の理念



計画の基本理念と重点目標



子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を

子どもや若者が社会的に自立した個人として歩むためには、自尊感情や自己肯定感を育むことが重要です。また、多様な他者と関わることにより、協調性や共感力を身につけながら、自主的・積極的に社会関係を構築し、将来を切り開いていくことが求められます。

そのためには、行政のほか、家庭や地域、事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携・協力を図りながら、すべての子ども・若者が自己の能力を生かすことにより自立し、活躍できる社会の実現に向け、長期的視点を持ちながら支援をする必要があります。

これらのことを踏まえ、次の2つの重点目標を掲げ、子ども・若者の健やかな成長を応援します。



1 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します

子ども・若者が自らの道を歩む力が身に付くよう、教育環境を充実させるほか、体験学習や他者との交流の機会を設けます。また、社会において、自らの能力を発揮できるよう、就業への支援を行うほか、情報教育や生活安全活動を行うことにより、安全安心な生活環境の維持に努めます。

さらに、子ども・若者が健全に育つ環境を整備し、子ども・若者の成長を支える担い手を養成することに加え、文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援を行います。



2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族を支援します

ひきこもりや若年無業者、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、相談体制や支援ネットワークを充実させるほか、居場所を整備することにより、社会参加へと向けた支援を行うことに加え、経済的な貧困という課題を抱える子ども・若者に対する支援を進めます。



施策体系

基本理念

子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を

3章

重点目標

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します

生きる力の育成と社会関係の構築

- 1 教育環境の充実
- 2 理念の共有
- 3 自然環境を活用した体験学習
- 4 異なる世代や集団との交流
- 5 充実した社会生活への支援

就業への支援

健全育成環境の整備

- 1 情報教育の充実
- 2 協働による生活安全活動

健全な成長を支える担い手の養成

文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援

4章

重点目標

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援します

ひきこもり・不登校者などへの支援

高校中退者などへの支援

若年無業者やフリーターへの支援

経済的な貧困への支援



すべての子ども・若者の 健やかな成長と自立に向けた支援



現状

1 子ども・若者の人口

国勢調査によると、0歳から29歳の子ども・若者の総人口に占める割合は、昭和50年には49.2%でしたが、平成27年には27.0%へと減少しています。川西市の同期間の割合も、50.4%から26.0%へと減少し、同じ傾向が見られます **図3-1**。

また、川西市の将来推計では、平成34年には25.7%となることが予測されています **表3-2**。

(%) **図3-1** 総人口に占める29歳以下の割合

(出典) 国勢調査

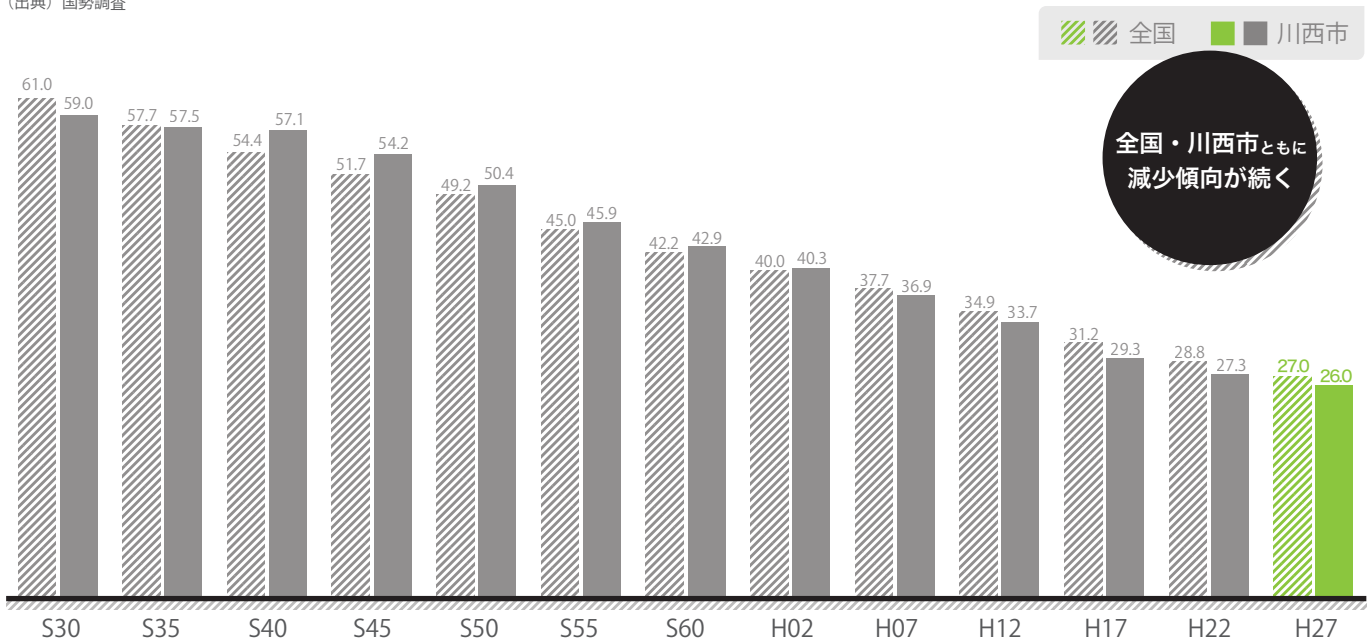


表3-2 川西市の将来推計における人口推移

(人)

| 年 (10月1日現在) | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 推計全体人口 | 158,398 | 157,693 | 156,987 | 155,854 | 154,753 |
| 0~29歳の推計人口 | 40,601 | 40,145 | 39,691 | 39,226 | 38,760 |

表3-2の将来推計は、第5次川西市総合計画前期基本計画策定時の推計値（基準：平成22年10月1日時点の人口）に、平成29年10月1日時点の人口を基準とする時点修正を加えたもの

2 子ども・若者の状況

インターネット端末の変化や SNS (Social Networking Service※₁) の普及などにより、近年の子ども・若者を取り巻く状況は、大きく変化しています。

平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」によると、インターネット接続機器でスマートフォンの利用が 9 割を超え、タブレット端末の利用も 2 割に迫るなど、Web アクセス機器の多様化が見られます **図 3-3**。また、インターネット端末を扱う人のうち、9 割以上が SNS を利用しているとの結果が出ており、若者に最も身近なコミュニケーションツールとなっています **図 3-4**。

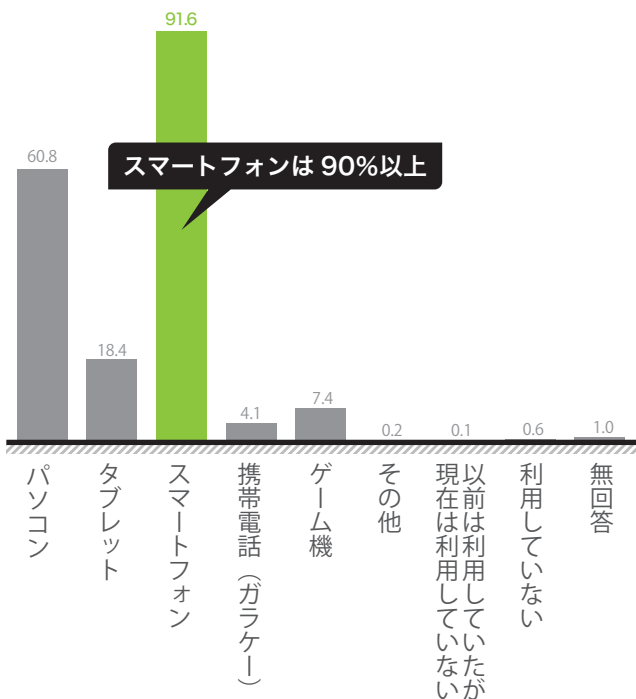
以上のことから、インターネットを介し、交友関係を広げる手段が一般的になるなど、対人関係構築へのアプローチはかつてとは大きく異なり、社会関係のあり方も変化を遂げていることが分かります。

一方、「親友がいる」と答えた人の中で、その友人は「学生のときに知り合った友人」が 87.5% であるのに対し、「ネット上で知り合った友人」と答えた人は 2.5% という結果が出ています **図 3-5**。また、「家族とは仲が良いですか」という問いに対しては、94.6% が「そう思う」「ややそう思う」と答えており、多くの若者が、現在も日常生活上の社会関係を大切にしていると考えられます **図 3-6**。

従来育まれてきた友人や家族とのつながりや、地域社会の輪などといった社会関係は、子ども・若者の成長や自立に深い関わりがあり、国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」によると、子どもの頃に、自然体験や友達との遊び、地域活動を多く行った人の方が、おとなになってからの意欲や関心、職業意識が高いという調査結果が出ています **図 3-7**。

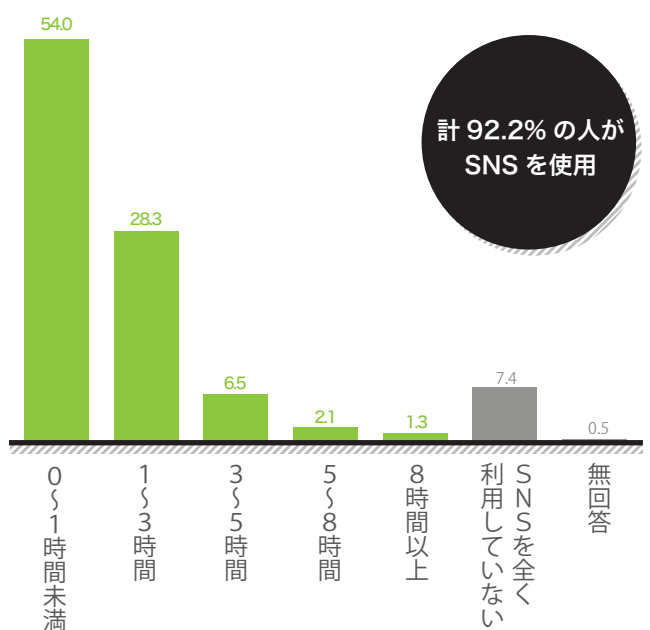
(%) **図 3-3** どんなインターネット機器を利用しているか

(出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」



(%) **図 3-4** 1日にどれくらいSNSを使うか (Web環境にある人)

(出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

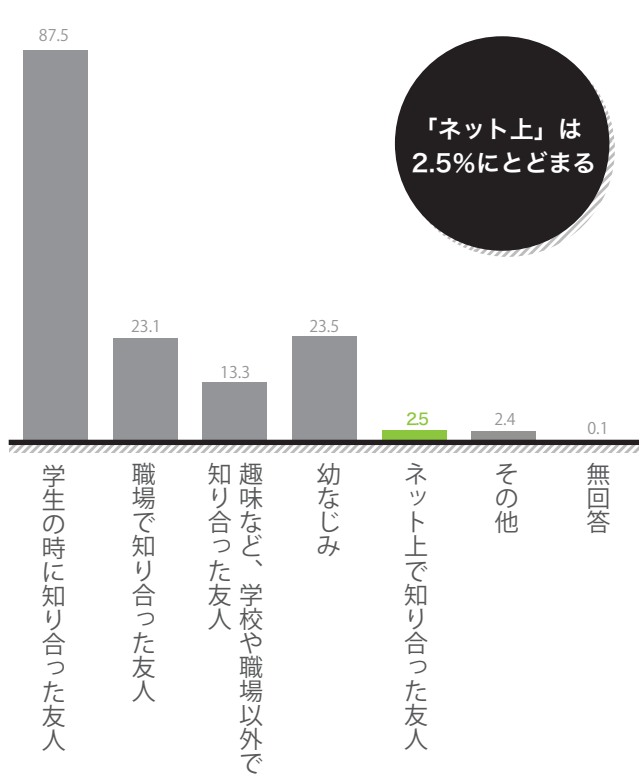


※₁ SNS インターネット上で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスのこと

川西市若者実態調査結果報告書では、「一般」(19～39歳)と「高校生」にアンケートを実施。特に記述の無い場合は、一般群からのアンケート結果を掲載。

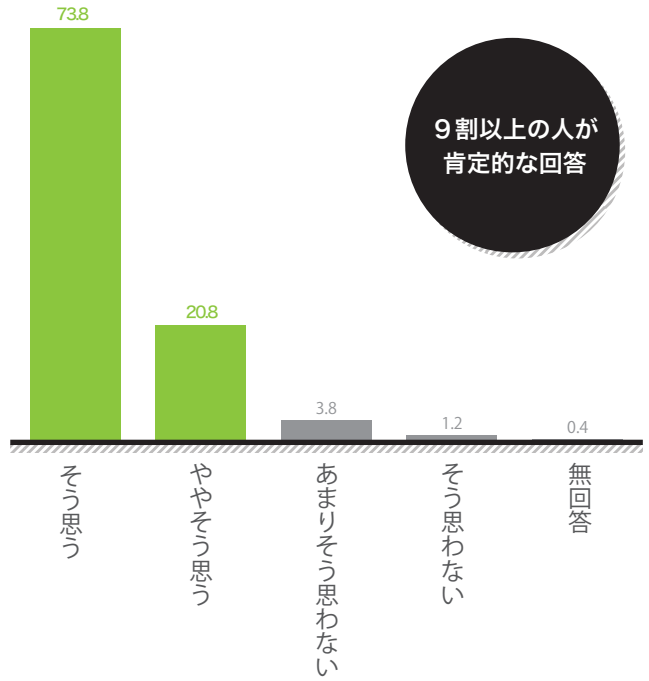
(%) 図 3-5 親友と呼べる人はどのような人か（「いる」と答えた人）

（出典）平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

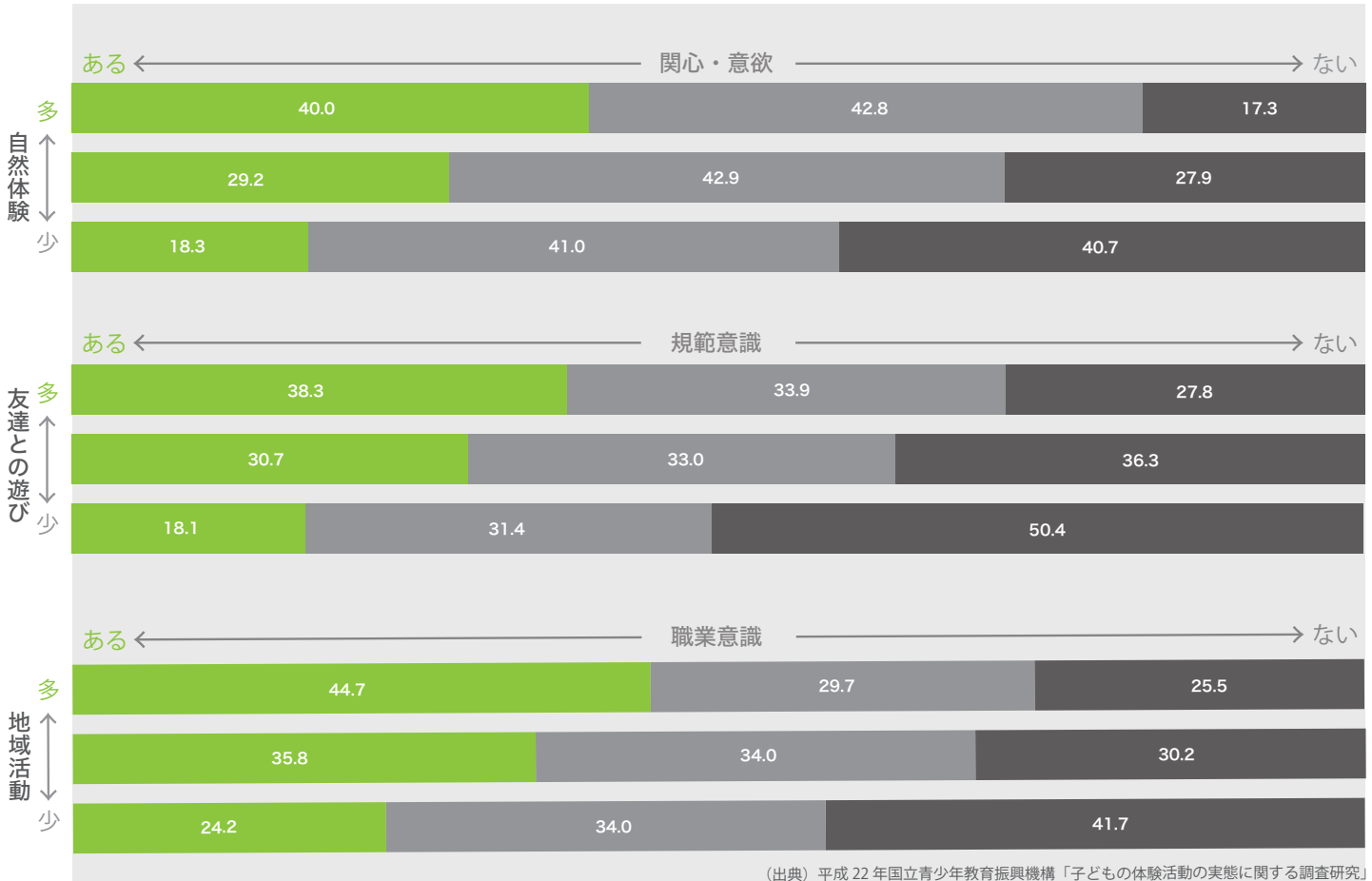


(%) 図 3-6 家族とは仲が良いか

（出典）平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」



(%) 図 3-7 子どもの頃の体験とおとなになってからの意欲・関心などの関係



（出典）平成 22 年国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」

3 若者の気質

平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」によると、「夢を持つことは大切なことだと思う」について「そう思う」「ややそう思う」と答えた人が 95.8% で、「夢や希望に向かって頑張るといことは大切なことだと思う」については 96.1% が「そう思う」「ややそう思う」と答えおり、夢を持ち、それを実現させようとする事について、肯定的な立場の若者が多くみられます。

しかし、「夢や希望を持つなら実現できる程度がよい」については、62.5% が「そう思う」「ややそう思う」と答えるなど、現実的な考えを持つ若者が多いことも伺えます **図 3-8**。

また、「たとえ親であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい」には 61.9% が「そう思う」「ややそう思う」と答え、「自分の生活のことで人から干渉されたくない」には 74.8% が「そう思う」「ややそう思う」と答えるなど、個々人の価値観を尊重する傾向が見られます **図 3-9**。

図 3-8 夢や希望に関する考え方

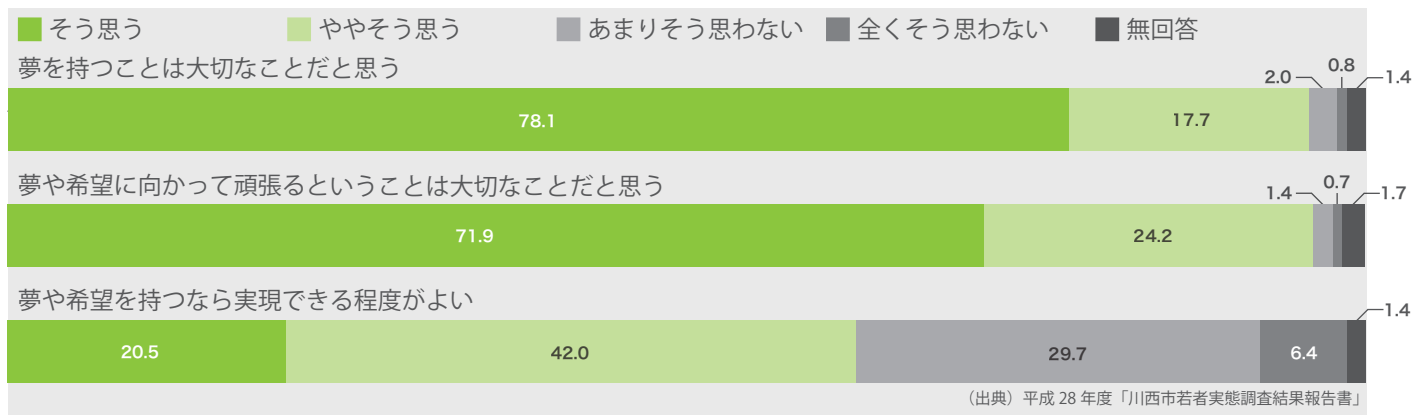
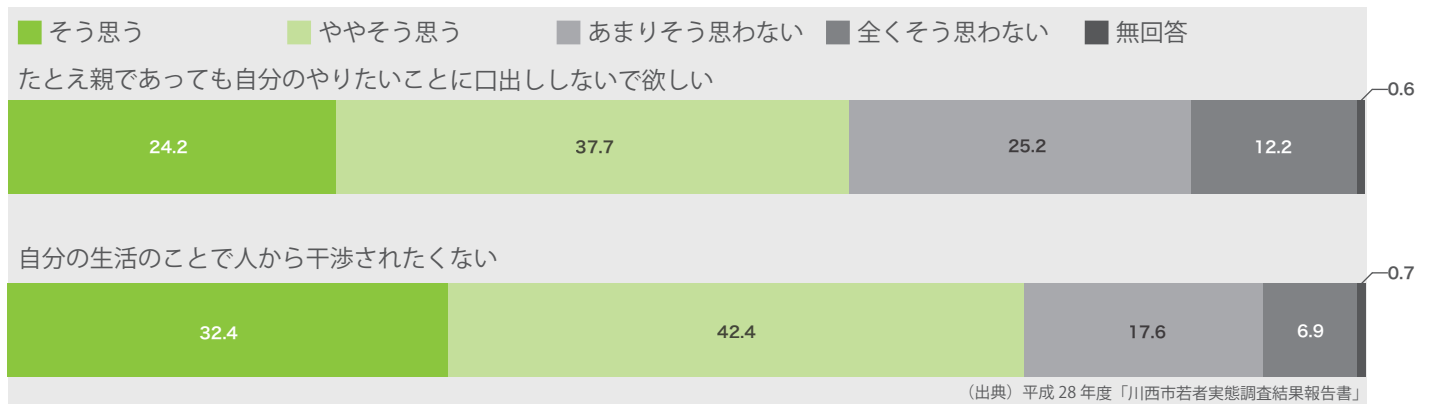


図 3-9 自分自身のことに関する考え方



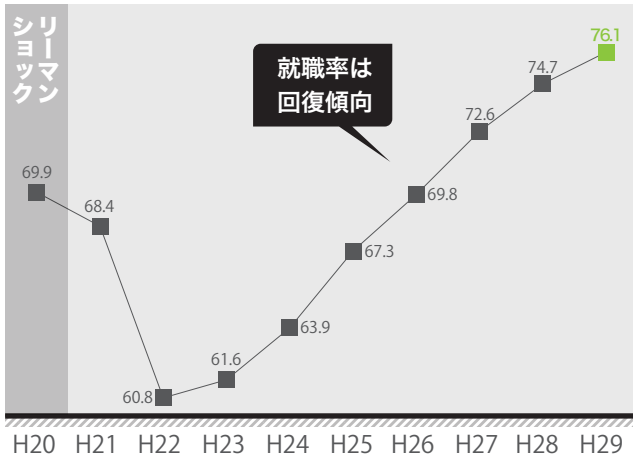
4 若者の就職・離職状況など

文部科学省「学校基本調査」によると、近年、大学の卒業者の就職率は上昇が見られ、平成 29 年春に就職した人の割合は 76.1% となっています【図3-10】。

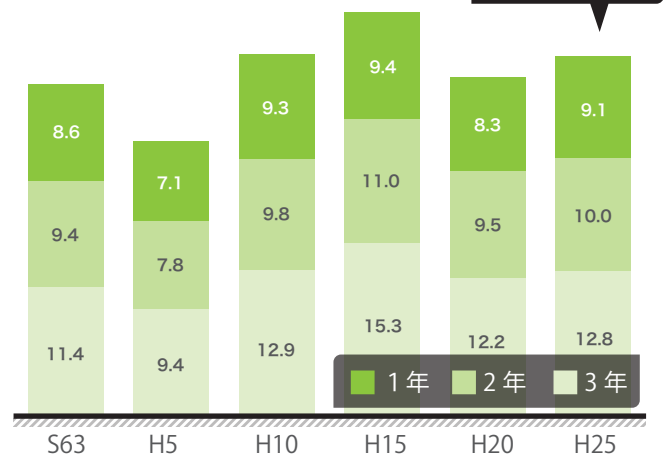
しかし、大学を卒業して就職した人のうち 31.9% が就職後 3 年以内に離職するなど、雇用のミスマッチが生まれており、就労を継続することへの支援や離職後の支援が課題となっています【図3-11】。

平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」では、高校生の 35.9% が将来就きたい職業がなく、そのうちの 67.1% が「自分のやりたいことがわからない」と答えています【図3-12】 【図3-13】。

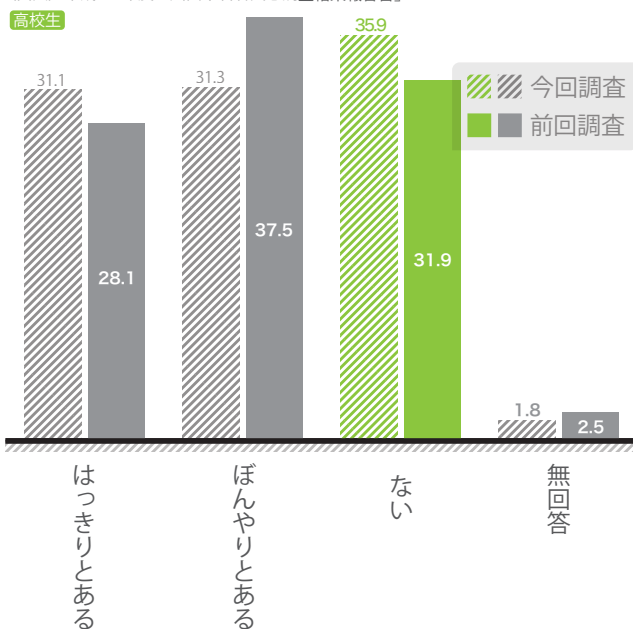
(%) 図3-10 大学（学部）卒業者の就職者の割合（3月）
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」



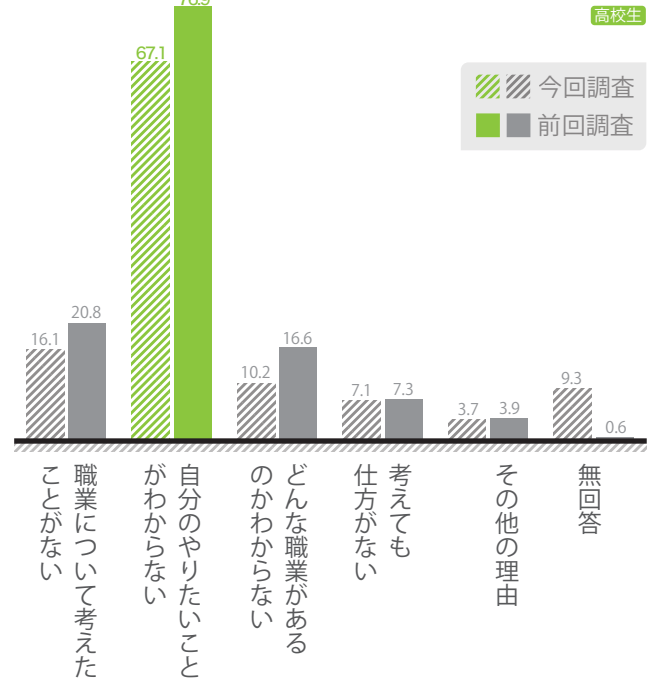
(%) 図3-11 新規大卒者の在職期間別の離職率
 (出典) 厚生労働省「新規学校卒業者の就職状況調査」



(%) 図3-12 就きたい職業はあるか
 (出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」



(%) 図3-13 就きたい職業がない理由 (図3-12で「ない」と答えた人)
 (出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」



高校生は「川西市若者実態調査結果報告書」における高校生の調査結果です

5 家庭を持つことに対する捉え方

日本人の平均初婚年齢は、平成 27 年で、男性が 31.1 歳、女性が 29.4 歳と上昇傾向が続いており、晩婚化が進行しています。昭和 55 年には、男性が 27.8 歳、女性が 25.2 歳で、35 年間に、男性は 3.3 歳、女性は 4.2 歳平均初婚年齢が上昇していることとなります【図 3-14】。

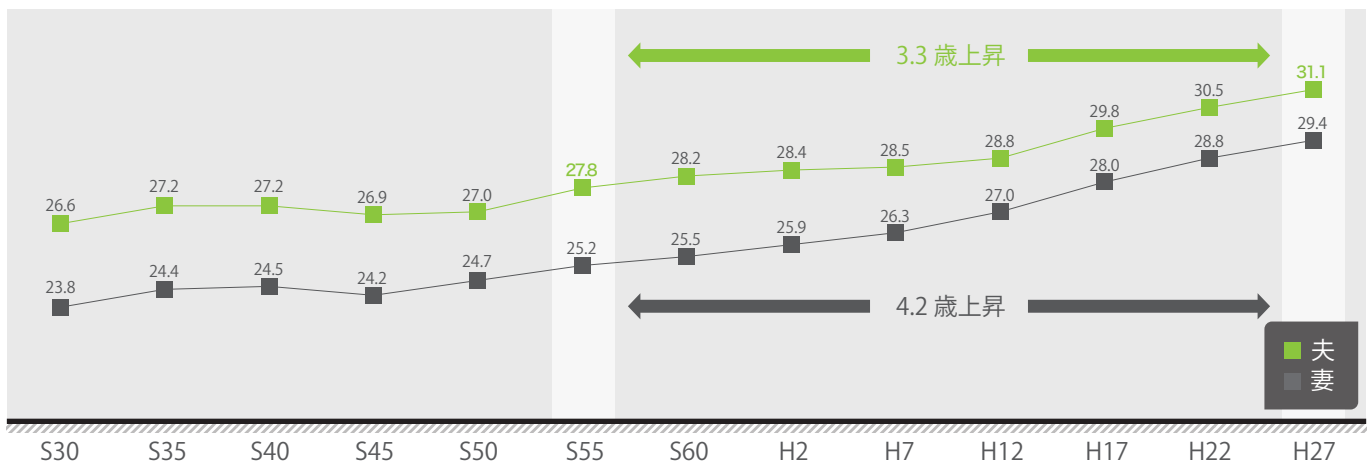
晩婚化は進んでいるものの、平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、いつかは家庭を持ちたいですか」という問いに対し、75.0% が「はい」と答えています。

また、結婚に関しては、前述の間に「はい」と答えた人、「いいえ」と答えた人、いずれにおいても、適当な相手にめぐりあえるかどうか最も大きな課題となっています。

さらに、家庭を持ちたいと答えた人のうち、結婚に対する不安要素は、「適当な相手にめぐりあえるか」に次いで、「経済的な面」「自分の自由な時間が持てるか」という結果が出ています【図 3-15】。

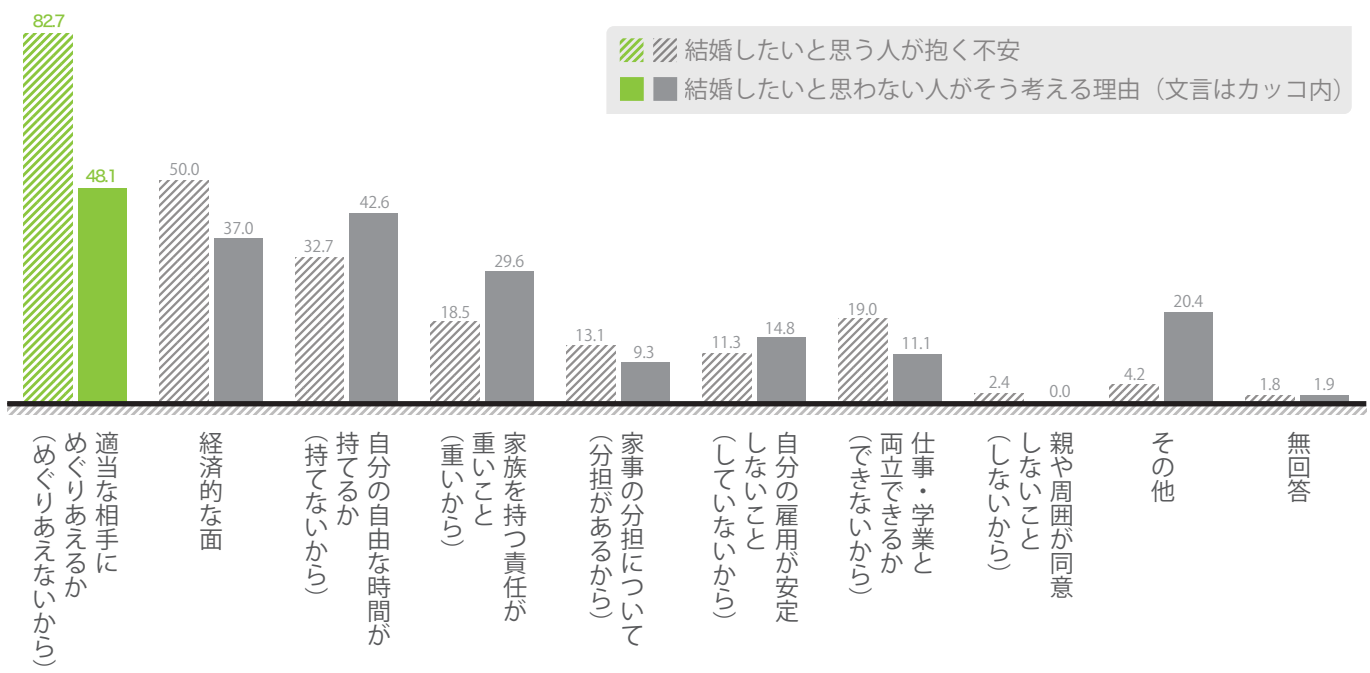
(歳) 図 3-14 平均初婚年齢の推移

(出典) 厚生労働省「人口動態統計」



(%) 図 3-15 結婚したい人が抱えている不安と、結婚したいと思わない人が「したくない」と思う理由

(出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」



6 子ども・若者を取り巻く環境

平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」によると、高校生の 93.8% がスマートフォンを所有しているという結果が出ています 図3-16。また、情報収集だけでなく、インターネットによる SNS やネットショッピングなどスマートフォンの用途は多岐に渡り、モバイル端末が生活に密着したツールとなっていることが分かります 図3-17。

高校生のうちインターネットを使用する上で、迷惑メールの送付や身に覚えのない料金の請求など、被害に遭ったことのある人は 29.5% 以上となっており、そのトラブルについて 23.7% が誰にも相談していないという結果が出ています 図3-18。

また、非行・犯罪に関しては、全体の傾向として刑法犯少年※₁・触法少年※₂ ともに減少傾向にありますが、少年の人口に対する刑法犯少年の検挙人員の割合は、成人の人口比と比べると依然高い状況にあります 図3-19 図3-20。特に薬物事犯に関しては、若者の検挙割合は他の年齢層と比べ少ないものの、危険ドラッグの入手方法については、インターネットを介した売買など、多様化が見られます 図3-21。

福祉犯※₃ に遭った 20 歳未満の人はここ数年を見ると減少傾向にあるものの、被害者数は一定数を推移し、SNS におけるコミュニティサイトに起因する犯罪の被害に遭った 18 歳未満の人は増加し続けています 図3-22。

※₁ 刑法犯少年 刑法犯で警察に検挙された 14 歳以上 20 歳未満の少年のこと

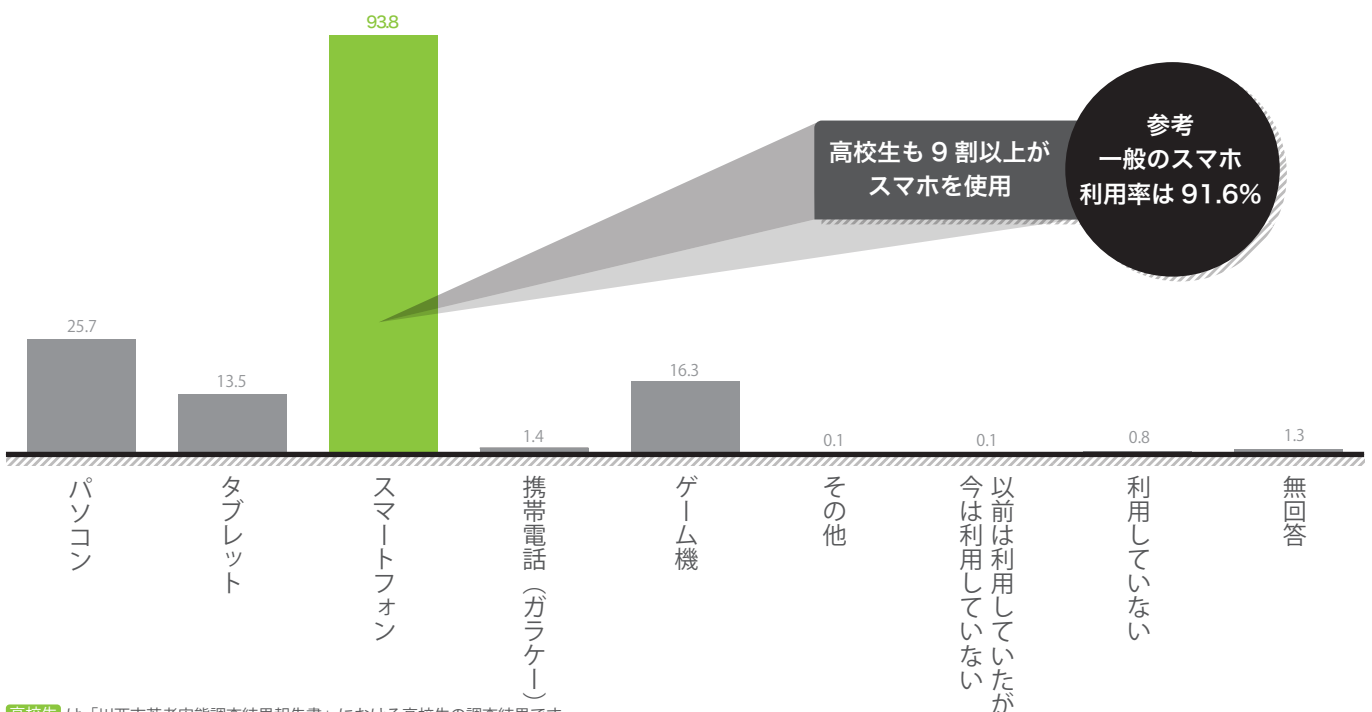
※₂ 触法少年 刑罰法令にふれる行為をした 14 歳未満の少年のこと

※₃ 福祉犯 強姦、強制わいせつ、児童ポルノ、児童売春、青少年条例違反など、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のこと

(%) 図3-16 どのインターネット接続機器を利用しているか（複数回答）

（出典）平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

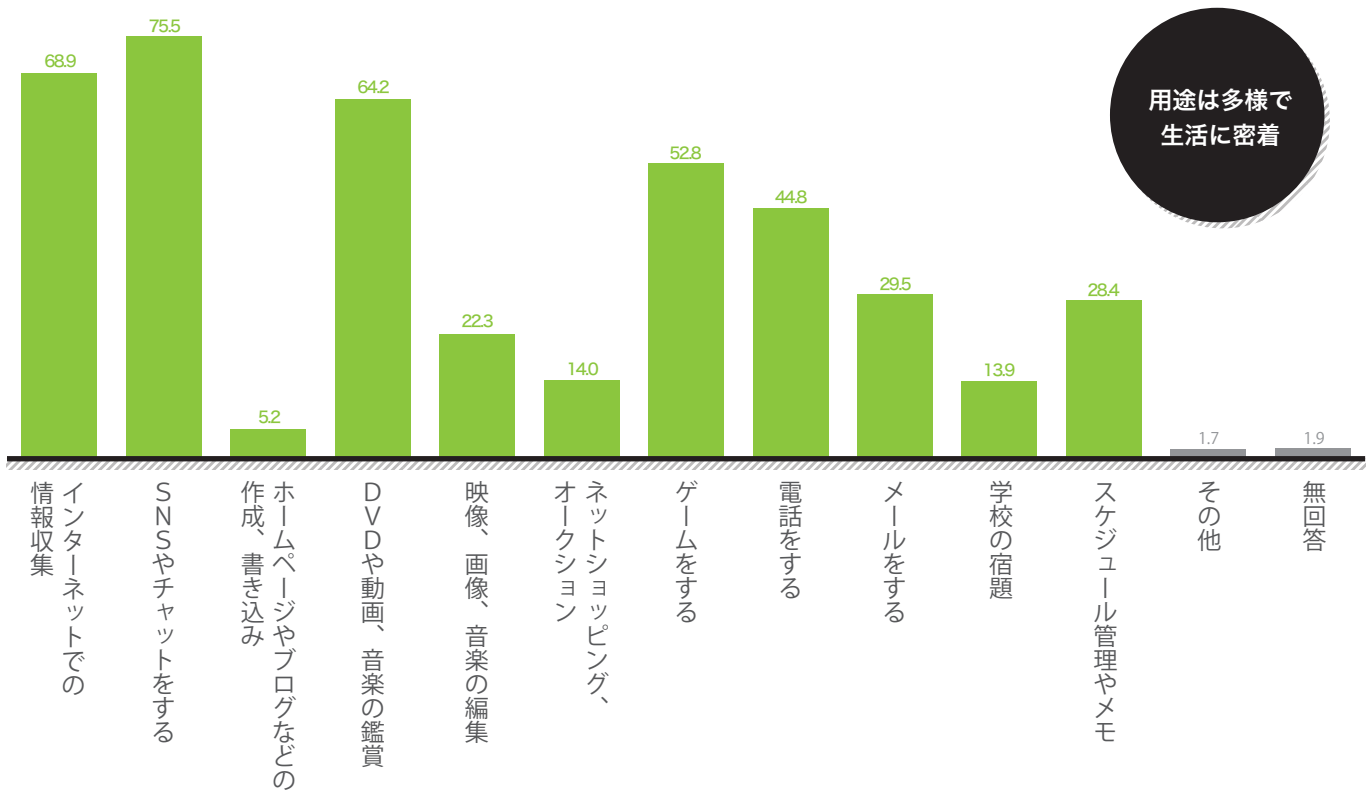
高校生



(%) 図3-17 インターネット接続機器をどのようなことに利用しているか（複数回答）

（出典）平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

高校生

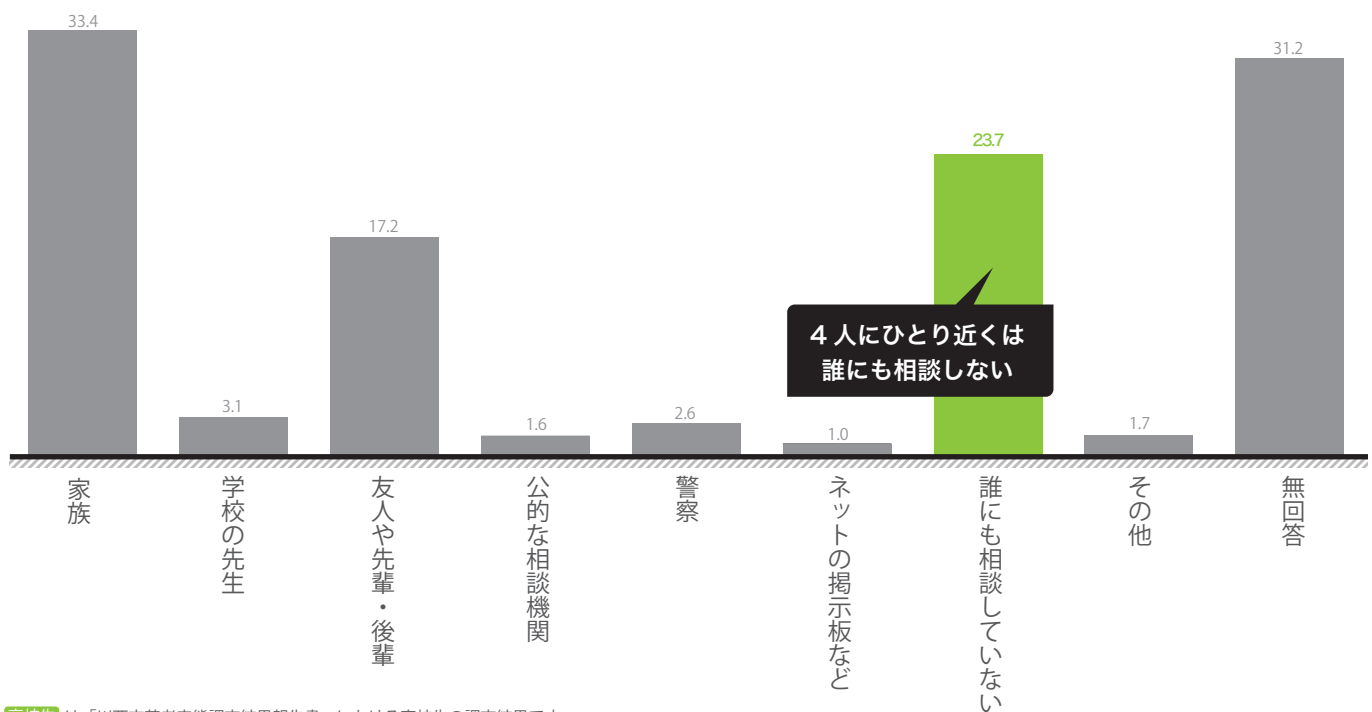


用途は多様で生活に密着

(%) 図3-18 インターネットトラブルに遭ったとき、誰に相談したか

（出典）平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

高校生



4人にひとり近くは誰にも相談しない

高校生 は「川西市若者実態調査結果報告書」における高校生の調査結果です

図3-19 刑法犯少年および触法少年の推移
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

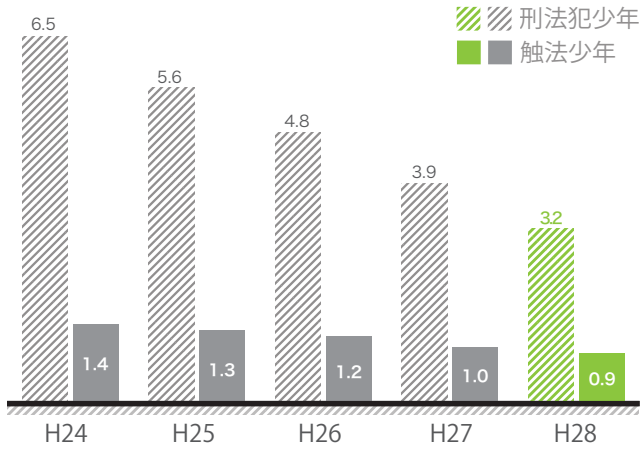


図3-20 少年及び成年の検挙人員人口比 (1,000人あたり)
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」等

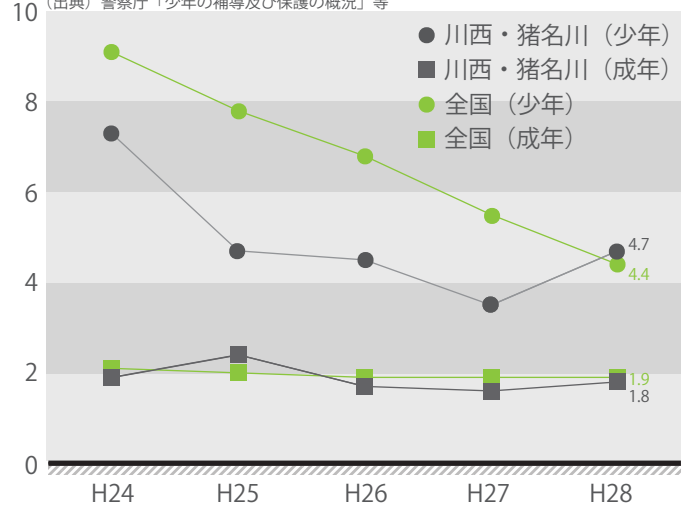


図3-21 危険ドラッグの入手状況

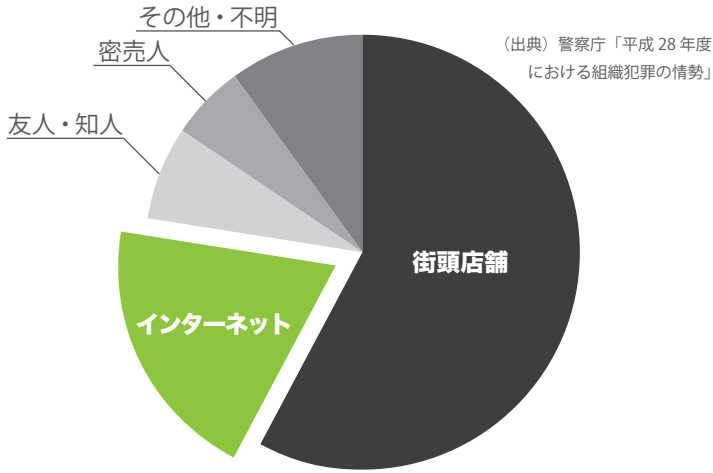
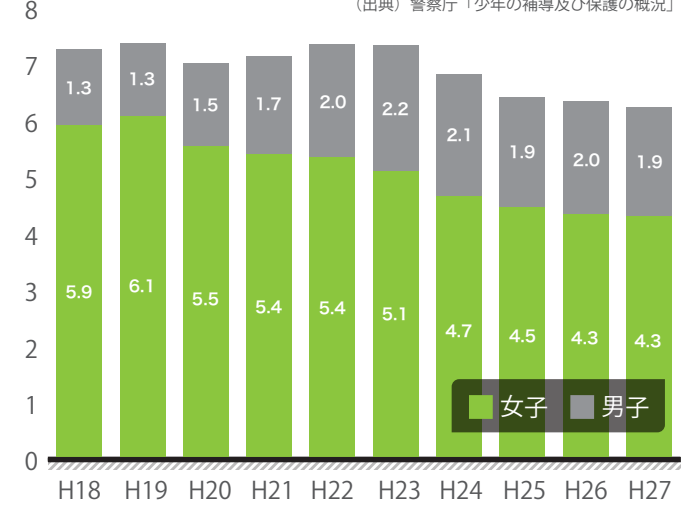


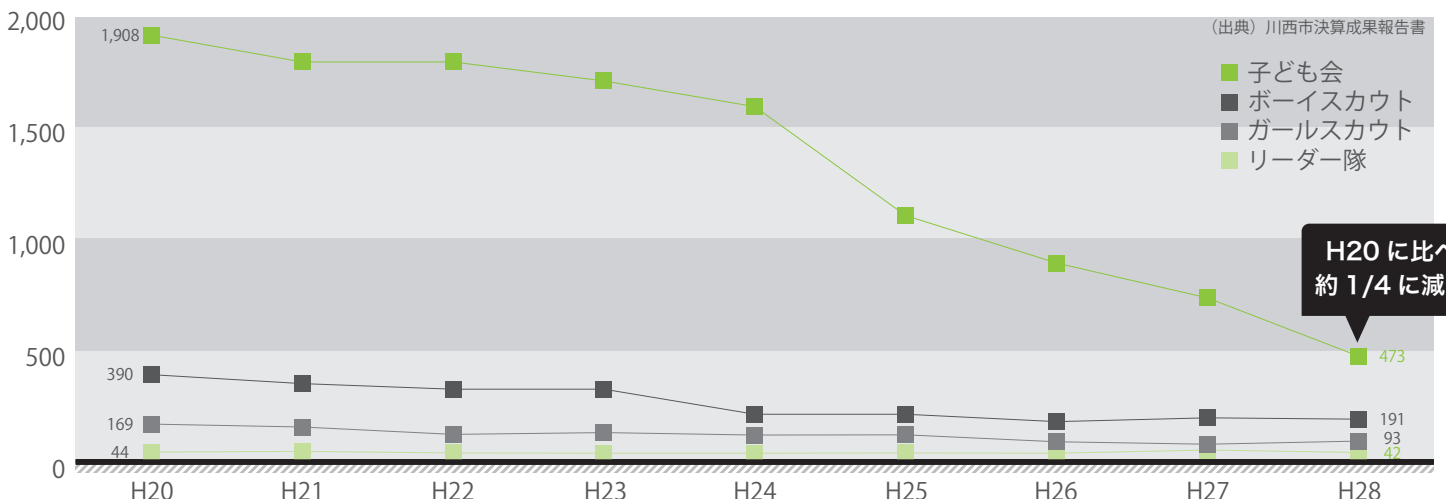
図3-22 福祉犯の被害少年男女別の推移
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」



子ども・若者を支援する団体の状況

市内には、子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、リーダー隊といった青少年育成団体のほか、地域団体やNPO法人など青少年支援を行う団体がありますが、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトにおいて、会員数や登録者数は減少傾向にあります(図3-23)。

図3-23 川西市子ども会連絡協議会会員数及び青少年育成団体登録者数 (5月時点)



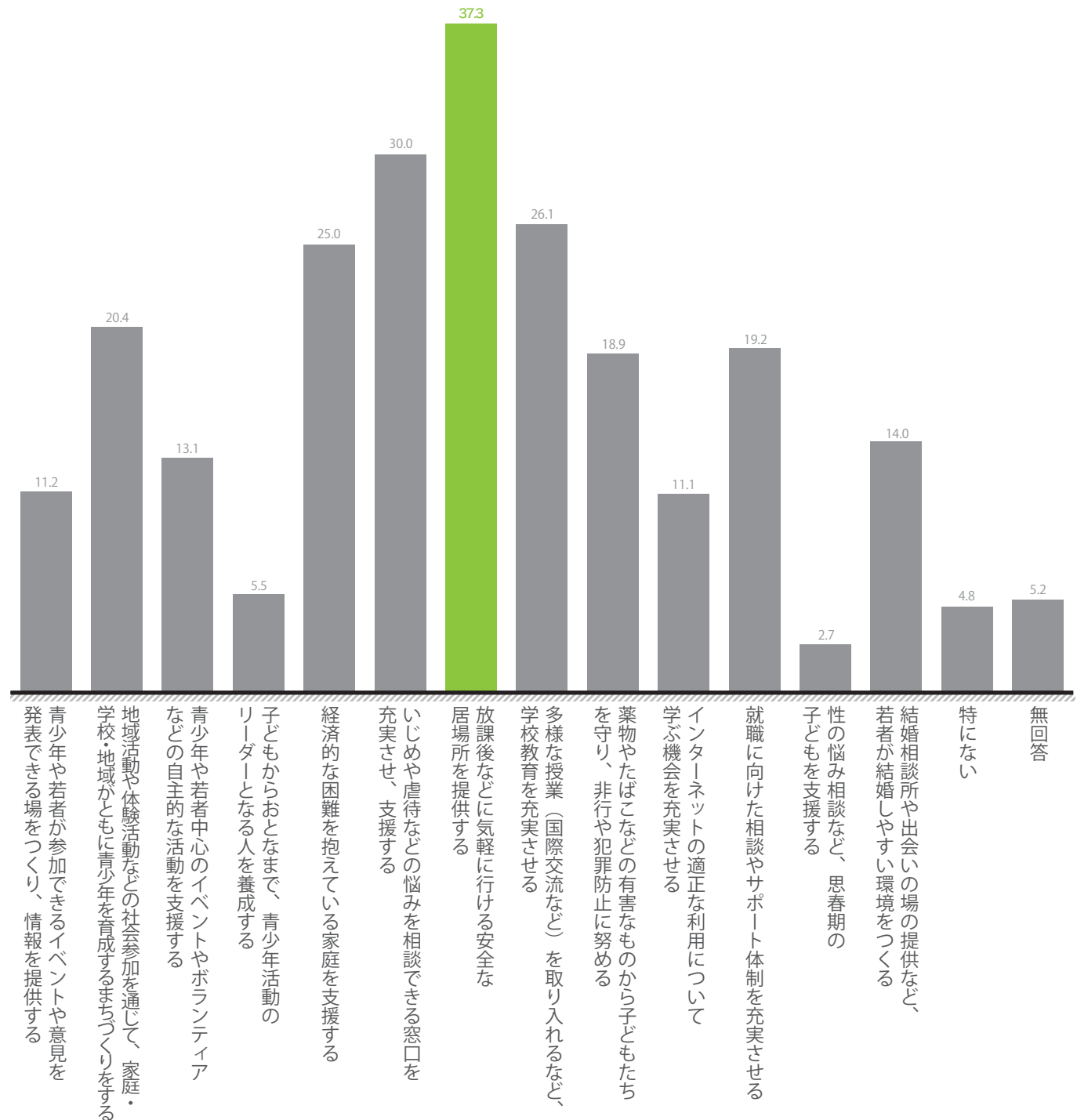
H20 に比べ
約 1/4 に減少

7 若者が行政に求めるもの

平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、川西市が取り組む青少年や若者の政策にどんなことを望みますか」という問いに対し、「放課後など気軽に行ける安全な居場所を提供する」という回答が 37.3% で最も多く、以下「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が 30.0%、「多様な授業（国際交流など）を取り入れるなど、学校教育を充実させる」が 26.1%、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が 25.0% という結果がでています **図 3-24**。

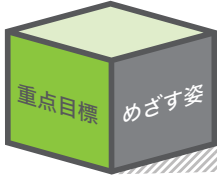
(%) **図 3-24** 川西市が取り組む青少年や若者の政策にどのようなことを望むか（複数回答）

(出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

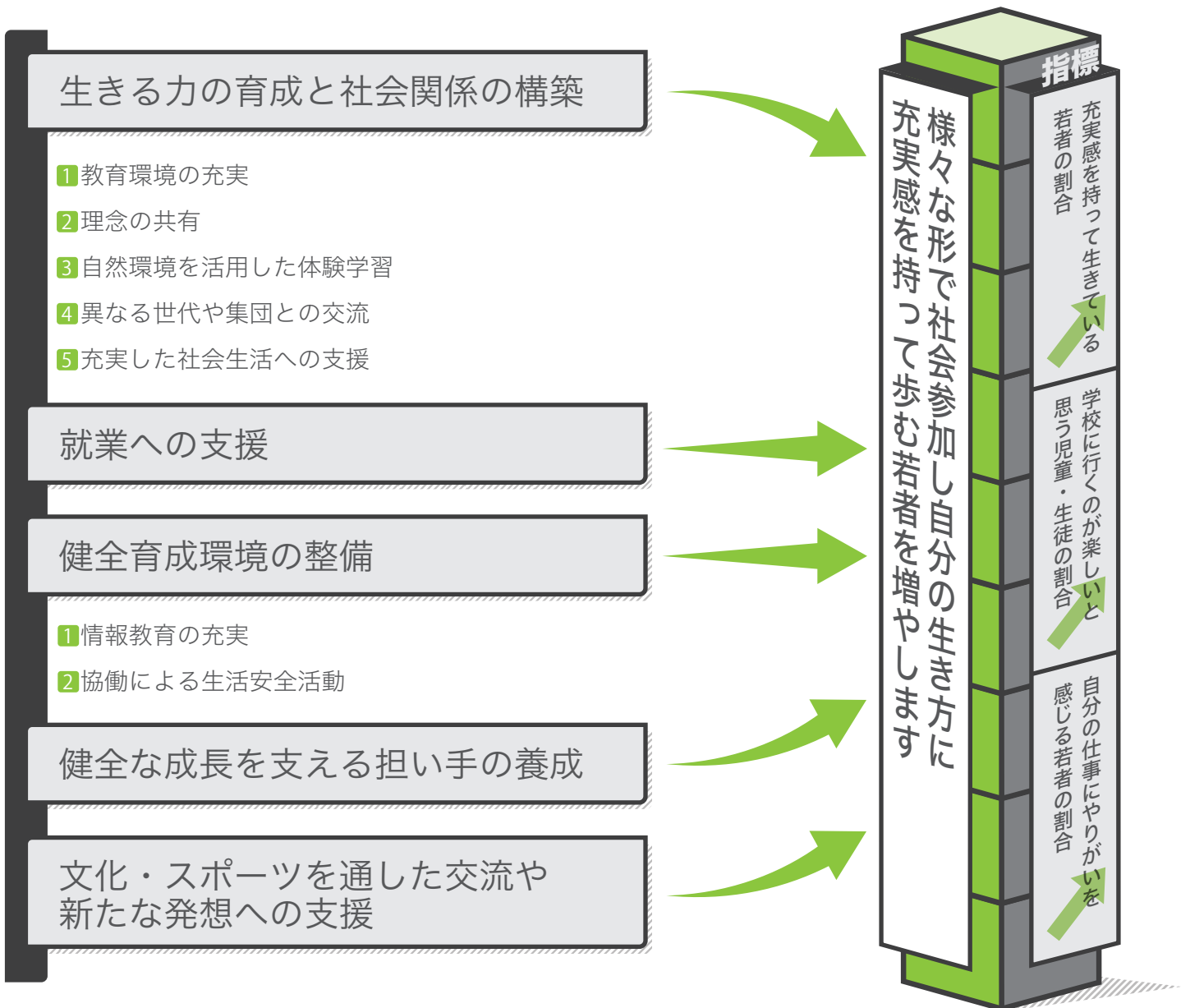




課題と取り組み



すべての子ども・若者の 健やかな成長と自立を支援します



18-27 ページの「取り組み」表内の「対象」欄では小学生以上で、サービス・給付等の対象となる範囲を示しています。

1 生きる力の育成と社会関係の構築

課題

学童期・思春期においては、自立心や主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力を養うこと、また、他者への共感、共に行動する喜び、人を思いやることや命の大切さを知ることが、生きる力を育む上でとても重要です。そのためには、学校生活で学ぶ授業などに加え、異なる集団・異なる世代との交流や自然環境での体験活動など、多様なシーンで社会関係を構築することにより、豊かな人間性を育むことが必要です。

また、青年期以降においては、充実した社会生活を営めるようにするため、人生の節目などにおける支援を行う必要があります。

方向性

1 教育環境の充実

基礎的、基本的な知識や技能、それを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力など主体的に学習に取り組む態度を育むため、特色のあるきめ細やかな指導を行います。

また、体験活動や子ども議会などを通し、社会の仕組みを学習する機会を設けるほか、将来の目標や進路に対する意識向上のため、キャリア教育※¹を推進し、個々に応じた進路指導を行います。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|-----------------------|--|------------|----------|
| 1 | 基礎学力向上支援事業 | 文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査をもとに、基礎学力向上に関する教育の検証改善に取り組む。 | 小学生 中学生 | 学校教育課 |
| 2 | 外国語教育推進事業 | 小学校第 3～6 学年を対象に、ALT（外国語指導助手）及び外国語指導に長けた地域人材（外国語指導支援員）を配置することにより、外国語を通じて言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国語の音声や表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養う。 | 小学生 | 学校教育課 |
| 3 | 地域に学ぶ トライやる・ウィーク事業 | 中学校2年生が、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援を行う。 | 中学生 | 学校教育課 |
| 4 | きんたくん まなびの道場 | 「放課後」という時間に「学校」という場で「友だち」との関わりの中において、家庭学習の習慣化および基礎基本の定着を図ること、また、子どもたちが自主的な学習に取り組む姿勢や態度、意欲を育む学習支援を行う。 | 小学生 中学生 | 学校教育課 |
| 5 | 子ども議会実施事業 | 小・中学生が行政や市議会の仕組みを学ぶとともに、まちづくりに参画する場として、子ども議会を開催する。 | 小学生 中学生 | 教育支援センター |
| 6 | キャリア教育の推進 | 子どもたち一人ひとりに将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する。 | 小学生 中学生 | 学校教育課 |

※¹キャリア教育 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力、態度を育み、キャリア発達を促す教育

2 理念の共有

人権意識や消費者意識の向上のほか、男女平等や食育の推進などに関わる理念を共有することにより、倫理観や判断力、規範意識、健やかに育つ能力の向上を図ります。また、専門家を招いた講演会や授業を通して、命の尊さについて考える機会を設けます。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|----------------|---|------------|----------|
| 1 | 人権学習推進事業 | 川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園における人権文化の創造を図るため、法の下での平等や個人の尊重、命の尊厳などへの理解を深める取り組みを行うとともに、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、高度情報化に伴う人権侵害、性的少数者等、あらゆる人権課題の解決に向け、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。 | 小学生 中学生 | 教育支援センター |
| 2 | 子どもの人権ネットワーク事業 | 「子どもの権利条約」を基底に据えながら、小学校4年生から中学生までを対象に、土曜日などの休みを利用した子どもたちの自主的諸活動を支援していく。 | 小学生 中学生 | 人権推進課 |
| 3 | 教育研究事業 | 研究校園を指定し、川西市男女平等教育ガイドライン「かがやき～すべての子どもたちのしあわせを願って～」に基づいて、男女平等教育を推進するとともに、教職員の資質向上を図る。指定校園の研究の成果を研究発表として公開し、男女平等教育への理解と意識の高揚を図る。 | 小学生 中学生 | 教育支援センター |
| 4 | 食育の推進 | 食育は間口が広く、市民の各ライフステージ別や「健康」だけでなく、「産業振興」「地産地消」「消費生活」「美化環境」「幼児・学校教育と給食」など様々な分野にまたがる。川西市健幸まちづくり計画（第2次川西市食育推進計画）に示す共通の目的のもと、様々な楽しみ方がある「食」を通じた交流や地域振興を図る。 | 全年齢 | 健幸政策課 |
| 5 | いのちとこころのセミナー | 若年層の自殺防止を目的とし、多くの人に、早い段階から継続的に自尊感情の醸成が必要であることを認識する機会を設けるための講演会を実施する。 | 全年齢 | 地域福祉課 |
| 6 | いのちの授業 | 自殺の未然防止を目的とし、市内の中学生・高校生を対象に、グリーンケア※1の専門家を招いて、自尊感情と相手を思いやる心の醸成のための授業を実施する。 | 中学生 高校生 | 地域福祉課 |
| 7 | 青少年の表彰 | 進んで社会に奉仕する精神の涵養と生活の環境づくりに寄与し、健全で郷土愛あふれる青少年の育成を図ることを目的に、青少年の善行に対し表彰する。 | 25歳以下 | こども支援課 |

※1 グリーフケア 親しい人と死別した人に寄り添い支援すること

3 自然環境を活用した体験学習

自然に恵まれた川西市の地理的条件を生かし、「日本一の里山」といわれる黒川での体験学習に加え、近隣市町や地域住民、地域活動団体などの協力を得ながら、体験活動の機会を創出するプログラムを企画・実施します。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|----------------|---|------------|------------------------|
| 1 | 里山体験学習事業 | 小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さなどを実感する機会を設け、児童の心の豊かさを育む。 | 小学生 | 学校教育課 |
| 2 | 小学校体験活動事業 | 小学校3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。 | 小学生 | 学校教育課 |
| 3 | 丹波少年自然の家運営事業 | 丹波少年自然の家を、阪神丹波地区9市1町による一部事務組合の事業として実施する。 | 全年齢 | 学校教育課 |
| 4 | 知明湖キャンプ場管理運営事業 | 知明湖キャンプ場の管理・運営を実施する。 | 全年齢 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 5 | 地域活動支援事業 | 自然ふれあい講座の開催、青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。 | 全年齢 | こども支援課 こども・若者ステーション |
| 6 | プロカメラマンに学ぶ写真教室 | 親子を対象とし、家族にふれあいの場を設けることを目的として、専門的な知識を持つプロのカメラマンを講師に、市内の自然環境を生かした写真教室を開催する。 | 小学生 中学生 | こども支援課 |

4 異なる世代や集団との交流

公共施設における事業実施や施設の開放などを通して、普段の生活では関わることのない子ども・若者や異なる世代と交流する機会を設けることにより、他者と協働する能力やコミュニケーション能力などを育みます。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|-----------------------|--|-------------------|------------------|
| 1 | 児童館事業 | 2・3歳児対象の親子幼児教室や親子のふれあい、保護者同士の交流の場の提供。小学生を対象とした将棋・ショートテニス・ダンス・ハンドベル等各種教室の実施。親子向けに遊戯室と体育室を、小学生向けに体育室を開放する。 | 全年齢 | 総合センター |
| 2 | 放課後子ども教室 | 小学生を対象に、小学校の空き教室などを利用して、放課後や休日などに「放課後子ども教室」を地域の人々の参画を得て実施する。また、川西市放課後子どもプラン運営委員会で、放課後対策事業の効果的な運営方法などを検討する。 | 小学生 | 社会教育課 |
| 3 | 世代間交流事業 | 久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、茶道・大正琴・囲碁・詩吟などを子どもたちに教授する。また、学校の行事などで地域住民と交流する。 | 小学生 中学生 高校生 | こども・若者 ステーション |
| 4 | 公民館運営事業 | 市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化などの講座を開催する。 | 全年齢 | 各公民館 |
| 5 | 若者の居場所運営事業 新規 | 「居場所」に関する講座や、ひきこもりや不登校者、若年無業者など困難を有する若者の親同士の情報交換会のほか、子ども・若者によるスペース活用、子育て関係講座利用を検討する。 | 40歳未満 | こども・若者 ステーション |
| 6 | 乳幼児とのふれあいを 通じた体験事業 | 乳幼児とのふれあいや子育て体験談などを通して、家族や周りの人々の思い、自分の価値などに気づき自分を大切にするとともに、互いを思いやり他者を尊重できる心を培うなど、命の大切さを実感する機会を設ける。 | 小学生 中学生 | 学校教育課 |
| 7 | 学校支援地域 本部事業 | 登録ボランティアを中心に市内各学校の図書活動の支援を行うほか、授業補助や環境整備の支援を実施する。 | 小学生 中学生 | 社会教育課 |

5 充実した社会生活への支援

成人式を開催し、成人への自覚や社会参加を促す機会を設けるほか、将来結婚したいと考える男女に対して、出会いの場づくりや結婚新生活への支援など、結婚しやすい環境づくりを進めることに加え、市内における親元との近居を応援します。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|-------------------|---|----------------|--------|
| 1 | 成人式典実施事業 | 成人が一堂に会する場を設け、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励まし祝福する。 | 19歳以上 20歳以下 | こども支援課 |
| 2 | このまちで幸せになろうプロジェクト | 結婚新生活支援助成制度を創設し、若い新婚世帯の結婚新生活を支援するとともに、若者同士の出会いの場づくりを支援するため、市ホームページや広報誌を活用し、結婚、婚活に係る情報提供を行う。 | 16歳以上 35歳未満 | 政策調整課 |
| 3 | 親元近居助成制度 | マイホームを購入し、川西市内に転入・転居する子育て世帯に対して、購入時に支払った登記費用を対象に助成する。市内に親世帯が10年以上居住していることなどを条件とする。 | 16歳以上 | 住宅政策課 |

2 就業への支援

課題

若者自身が自己の職業適性や将来設計について考え、就業や社会貢献への意識を育むことにより、次代を担う若者を望ましい雇用環境へ誘導する必要があります。

そのためには、求人情報の提供や職業紹介、企業とのマッチング、求人開拓、就職支援セミナーや面接会などの実施を通して、各個人の資質や能力にあった就業を行えるよう支援することで、雇用のミスマッチなどを解消するよう努める必要があります。

方向性

就労に関する情報の効果的な提供や就職相談などを実施するほか、キャリアカウンセリング※₁ や就労体験などの事業を行うことにより、若者が充実した職業生活を送り、社会を支える人材となれるよう支援します。

また、職場でのトラブルに悩む若者には、専門家が相談に対応するなど、若者が安心して働くことができるよう支援します。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|--------------|---|----------------|-------|
| 1 | 就労支援事業 | 川西しごと・サポートセンターにおいて求職者に対して求人情報の提供や就職相談を行う。 | 15歳以上 | 産業振興課 |
| 2 | 労働者支援事業 | キャリアカウンセリング、労働相談を行う。また、インターネットを活用して自宅で仕事ができるクラウドソーシング※ ₂ を提案する「在宅就業促進支援事業」と39歳以下の若年者を対象に事業所での就労体験を通じて、就職につなげる「若年者就労体験支援事業」を実施する。 | 15歳以上 | 産業振興課 |
| 3 | 若者キャリアサポート川西 | 概ね40歳までの若年者を対象に、就労へ向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援を行う。また、社会保険労務士などの専門家を配置し、就労先の労働契約等についての相談を行う。 | 15歳以上 40歳未満 | 産業振興課 |

※₁ **キャリアカウンセリング** 個人にとって望ましい職業選択やキャリア開発を支援するプロセスのこと

※₂ **クラウドソーシング** インターネットを活用し、世界中の企業と個人がつながり、仕事の受発注が行えるサービスのこと

3 健全育成環境の整備

課題

モバイル端末の普及やインターネットサービスの充実などにより、近年の子ども・若者の生活は大きく変化しており、身の回りに溢れる情報を適切に取捨選択し活用する能力が養えるよう、支援する必要があります。また、モバイル端末のアプリケーション※₁やSNSを介した児童・生徒の性に関わる犯罪など、児童・生徒の心身に影響を与える事犯への被害を防ぐため、適正な利用方法を指導する情報教育を行う必要があります。

また、青少年の非行防止・安全確保に関しては、非行という点では検挙・補導件数は減少を続けている一方で、安全確保の点では子ども・若者を対象とした衆目を集める重大な事件が起きています。それらを未然に防止するためにも、子どもたちの日常生活における健全な環境を地域全体で守っていくことが必要です。

方向性

1 情報教育の充実

授業の中で、ICT（Information and Communication Technology※₂）を活用し、様々な教科の中で情報活用能力の育成に努めるほか、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出すことに加え、真偽を見抜き活用する能力「メディア・リテラシー」の向上を支援するなど、情報教育の充実を図ります。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|----------------------|---|------------|----------|
| 1 | ICT活用推進事業 | コンピュータやインターネットなどを活用した情報教育を充実させ、情報モラルを含めた児童・生徒の情報活用能力を育成する。 | 小学生 中学生 | 教育支援センター |
| 2 | インターネット・ケータイ問題への取り組み | 児童・生徒自身が被害者や加害者にならないという視点で、利用時の危険回避などの知識や情報を正しく理解できるように、効果的な情報の発信と広報啓発に努める。 | 小学生 中学生 | 教育支援センター |

※₁アプリケーション パソコンやモバイル端末などで使用するソフトウェアのこと

※₂ICT 情報処理や通信に関する技術や産業、設備、サービスなどの総称

2 協働による生活安全活動

地域や行政、関係団体などが連携し、生活安全上の課題について協議・対策を行うほか、地域における情報収集などに努め、必要な情報を共有することに加え、パトロールや見守り、声かけなどの防犯活動を行います。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|-----------------|--|-------------------|--------------|
| 1 | 生活安全事業 | 地域の代表者や生活安全関係機関、市で構成される生活安全推進連絡協議会において、生活安全活動に必要な協議、情報交換を行い、市民による自主的な生活安全活動を促進する。 また、青色回転灯装備車両による自主的な防犯パトロールを希望する地域団体などに対し、その実施を委嘱する。 | 全年齢 | 生活相談課 |
| 2 | 消費者啓発事業 | 携帯電話やインターネットのトラブル、契約などについて、学校や地域への出前講座などを通じて各ライフステージに応じた消費者教育を実施する。 | 全年齢 | 生活相談課 |
| 3 | 青少年育成市民会議補助事業 | 各中学校区の青少年育成市民会議を核にして、地域の青少年健全育成団体の連携を図り、地域のおとなが声かけ（あいさつ運動）・見守り（登下校時の子どもの見守り）運動などを実施する。 | 全年齢 | こども・若者ステーション |
| 4 | 青少年センター運営事業 | 青少年の非行防止と児童・生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、補導活動や安全確保に関する活動を行う。 | 小学生 中学生 高校生 | 青少年センター |
| 5 | 青少年を取り巻く環境実態調査 | 図書類・DVD・玩具類・携帯電話取扱店などを訪問し、青少年を取り巻く社会環境の実態調査と有害環境浄化活動をする。 | 小学生 中学生 高校生 | 青少年センター |
| 6 | こどもをまもる110番のおうち | 児童・生徒の登下校時などにおける安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「こどもをまもる110番のおうち」の整備を図る。 | 小学生 中学生 | 青少年センター |
| 7 | 青色回転灯パトロール | 警察署の許可を得て公用車に青色回転灯を装備し、児童生徒の安全確保と広報啓発を目的に、定期巡回並びに緊急時の特別巡回を行う。 | 小学生 中学生 | 青少年センター |
| 8 | 学校安全協力員 | 校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。 | 小学生 中学生 | 青少年センター |

4 健全な成長を支える担い手の養成

課題

市内には、青少年の健やかな成長を支援し、見守る多くの団体があります。子ども・若者が青少年育成団体や地域団体などに参加し、地域活動のほか、遊びや野外活動、スポーツ、清掃活動などの集団行動を異年齢の他者と経験することは、非常に重要です。

登録者数が減少傾向にある子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、リーダー隊といった青少年育成団体や、青少年の健やかな成長を支える地域団体に対し、各団体の自主性を尊重しつつ、様々な視点から支援を行う必要があります。

方向性

青少年育成団体や地域団体の運営や、指導者・ボランティアの育成活動に対して援助することに加え、参加促進や広報活動の一環となる交流イベントを企画し、子どもたちや保護者が、各団体の活動内容を知る機会を創出します。

交流イベントにおいては、豊かな自然環境を利用した体験型の企画を行うなど、各団体と地域との交流を図りつつ、子ども・若者の成長を支える担い手の養成へとつながる事業実施を検討します。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|----------------------|--|-----|----------------------------|
| 1 | 地域活動支援事業 再掲 | 自然ふれあい講座の開催、青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。 | 全年齢 | こども支援課 こども・若者 ステーション |
| 2 | 青少年交流事業 新規 | 川西の魅力である豊かな自然を利用し、青少年団体や大学生、児童生徒の交流を図る。 | 全年齢 | こども支援課 |
| 3 | 地域づくり 一括交付金 | 概ね小学校区を単位とするコミュニティ組織に、毎年度一括交付金を交付。地域が主体となり、各地域の課題解決に向けた事業を行うため活用する。 | 全年齢 | 参画協働課 |
| 4 | 林業振興事業 | 森林ボランティアグループの活動に対して助成金を交付する。 | 全年齢 | 産業振興課 |
| 5 | 防災リーダー養成講座 受講等助成金 | 地域での防災の担い手を育成するため対象講座を受講し、防災士の資格を取得するとともに、地域の訓練等に参加した人に対して受講に係る費用の一部を助成する。 | 全年齢 | 危機管理課 |

5 文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援

課題

日本の伝統文化に加え、地域で育まれた文化や伝統、歴史にふれる機会や、地域の人々と交流する場ともなるスポーツ団体への参加は、子どもたちが創造的で豊かな発想力を育み、地域社会で健やかに成長する点において非常に大切です。また、若者の豊かな発想を社会において実現する上では、新規事業立ち上げの後押しなどが重要となります。

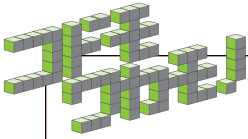
そのため、市内の歴史的資源や人材を生かし、子どもたちが多様な文化やスポーツに触れる機会を設け、将来社会で活躍する人材を育成するほか、社会において新たなアイデアを創出する若者の支援を行う必要があります。

方向性

日本の伝統文化や川西市の歴史や芸術に触れる機会などを設けることに加え、子ども・若者が様々なスポーツに取り組むことができるよう、地域のスポーツ団体を支援します。また、起業に関する必要な知識の習得などに向けた支援を行います。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|--------------------------|--|-------|-------------|
| 1 | 文化財団事業 | 青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化などに触れる機会を提供し、その育成を図る。 | 全年齢 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 2 | 地域スポーツクラブ（スポーツクラブ21）支援事業 | 子どもたちのスポーツを通しての地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。 | 全年齢 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 3 | スポーツ少年団支援事業 | スポーツや交流事業などによる青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。 | 全年齢 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 4 | 姉妹都市（海外）などとの交流 | 姉妹都市ポーリング・グリーン市（アメリカ・ケンタッキー州）の小学校との作品交流、市立図書館の書籍交換交流などの機会を提供する。 | 全年齢 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 5 | 文化財保存啓発事業 | 市内の小学生を対象に、広報誌などを通して一般公募した参加者とともに、古代体験学習や昔あそびを体験する。 | 小学生 | 社会教育課 |
| 6 | 川西女性起業塾 | 市内在住または市内での起業に関心のある女性を対象として、ノウハウを持つ専門家を講師に、段階を踏んだセミナーを行うほか、創業者などとの交流イベントを開催する。 | 15歳以上 | 産業振興課 |



子ども・若者 実態調査

Fact-Finding Investigation

困難を抱える若者支援のための調査

平成 27 年、国において若者の生活に関する調査が行われました。

これは、ひきこもりや不登校者など、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者支援を効果的に推進するために行われたもので、「子ども・若者育成支援推進法」第 17 条においては、「国及び地方公共団体は第 15 条第 1 項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする」とされています。

川西市では、平成 28 年度に「川西市子ども・若者実態調査」として、国と同様の質問項目

を含む実態調査を行いました。

ひきこもりを中心としたクロス集計

調査対象は無作為抽出した川西市在住の 19 歳から 39 歳までの市民（一般）と川西市内および猪名川町内の公立高等学校の高校生（計 4 校）。調査期間は平成 28 年 10 月 21 日から平成 28 年 11 月 4 日までで、一般は郵送による配布・回収、高校生は学校での配布・回収を行いました。回収率などは、下表のとおりです。

調査結果は男女別、ひきこもり類別で集計し、ひきこもり類別では、ひきこもり親和群も含め、クロス集計を行いました。調査項目は次のとおりです。

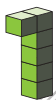
- 1 回答者属性
- 2 普段の生活について
- 3 携帯電話、インターネットの利用について
- 4 現在の人間関係について
- 5 仕事に関することについて
- 6 結婚・将来のことについて
- 7 あなた自身のことについて
- 8 公共施設や政策について

| | | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-----|---------|---------|-------|
| 28 年度 | 一般 | 3,000 通 | 1,114 通 | 37.1% |
| | 高校生 | 960 通 | 898 通 | 93.5% |
| 23 年度 | 一般 | 5,000 通 | 1,150 通 | 23.0% |
| | 高校生 | - | 1,112 通 | - |

※同様の調査を平成 23 年度に実施



社会生活を円滑に営む上で 困難を有する子ども・若者への支援



現状

1 ひきこもりの子ども・若者

平成 28 年度に内閣府が示した「若者の生活に関する調査報告書」によれば、全国の 15 歳から 39 歳までの若者のうち、1.57%、約 54.1 万人がひきこもり状態にあると推計されています【表 4-1】。性別を見ると、男性が 63.3%、女性が 36.7% となっており、年代別では 10 代が 10%、20 代が 49.0%、30 代が 40.8% となっています。

ひきこもり状態になってからの期間については「7年以上」が 34.7% と、最も多くの割合を占めています。年代別で見ると、15 歳～19 歳、20 歳～24 歳においては「6ヶ月～1年」の人が、それぞれ 20.0%、33.3% となっているのに対し、30 歳～34 歳、35 歳～39 歳では「7年以上」がそれぞれ 70.0%、50.0% となっているなど、年齢を重ねるほど、長期に渡りひきこもりの状態が続く傾向にあります。

一方で、平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」によると、川西市におけるひきこもり状態にある人の割合は 0.90% で、推計者数は 346 人となります【表 4-2】。また、川西市の調査結果ではひきこもり親和群の割合が全国調査に比べて高く、全国が 4.81% であるのに対し、川西市は 7.09% となっています【表 4-3】。

ひきこもりとなった理由としては、「就職活動がうまくいかなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「不登校」などが挙げられます【図 4-4】。

また、川西市の調査において、一般の若者の 9 割以上が SNS を利用するのに対し、ひきこもり状態にある若者は 44.4 パーセントが「SNS を全く利用していない」と回答するなど、両者には異なった傾向が見られます【図 4-5】。第 3 章でも述べたように、現在の若者にとって、SNS は身近なコミュニケーションツールとなっており、一般の若者とひきこもり状態にある若者とでは、ライフスタイルに大きな違いがあるといえます。

平成 26 年度に開設した「川西市子ども・若者総合相談窓口」の相談件数の推移を見ると、ひきこもりなどを相談内容とする件数は、平成 26 から 28 年度までの総計が 75 件で、主な相談者は保護者となっており、約 70% を占めています。相談者には、就業支援機関と連携を取るなど継続した支援も行い、平成 26 年度は 4 人、平成 27 年度は 1 人、平成 28 年度は 5 人が就業しています【図表 4-6】。

表 4-1 全国におけるひきこもり推計者数

| | 該当する 回答数 | 有効回収率 に占める割合 | 全国の推計者数 |
|------------------------------------|-------------|-----------------|---------------------|
| 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 33 人 | 1.06% | 準ひきこもり 36.5 万人 |
| 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 11 人 | 0.35% | |
| 自室からは出るが、家からは出ない または自室からほとんど出ない | 5 人 | 0.16% | 狭義のひきこもり 17.6 万人 |
| 合計 | 49 人 | 1.57% | 広義のひきこもり 54.1 万人 |

(出典) 内閣府「若者の生活に関する調査報告書」平成 27 年 12 月調査 15～39 歳 5,000 人対象 有効回収率 62.3%

表 4-2 川西市におけるひきこもり推計者数

| | 該当する 回答数 | 有効回収率 に占める割合 | 川西市の推計者数 | |
|------------------------------|-------------|-----------------|----------|--------------------|
| 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 5 人 | 0.45% | 173 人 | 準ひきこもり 173 人 |
| 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 2 人 | 0.18% | 69 人 | 狭義のひきこもり 173 人 |
| 自室からは出るが、家からは出ない | 3 人 | 0.27% | 104 人 | |
| 自室からほとんど出ない | — | — | — | |
| 合計 | 10 人 | 0.90% | 346 人 | 広義のひきこもり 346 人※ |

(出典) 「川西市若者実態調査結果報告書」平成 28 年 10 月調査 19～39 歳 3,000 人対象 有効回収率 37.1%

※推計者数は、平成 28 年 9 月末時点での「川西市年齢別人口表（住民基本台帳）」から算出（15～39 歳の人口は 38,419 人）。発生率については ±0.55% の誤差が認められ、0.35%～1.45% となり、川西市の広義のひきこもり推計者数は 134 人～557 人となる

1 ひきこもりの定義

広義のひきこもり 右記①～④の状態が 6 カ月以上続く人
 準ひきこもり 右記①の状態が 6 カ月以上続く人
 狭義のひきこもり 右記②～④の状態が 6 カ月以上続く人

- ① 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
 - ② 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
 - ③ 自室からは出るが、家からは出ない
 - ④ 自室からほとんど出ない
- ※きっかけが「病気」「妊娠」「家事・育児」の人を除く

2 ひきこもり親和群の定義

右記①～④に 3 項目以上当てはまる人で、「広義のひきこもり」でない人

- ① 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがかかる
- ② 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- ③ 嫌な出来事があると、外に出たくなる
- ④ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

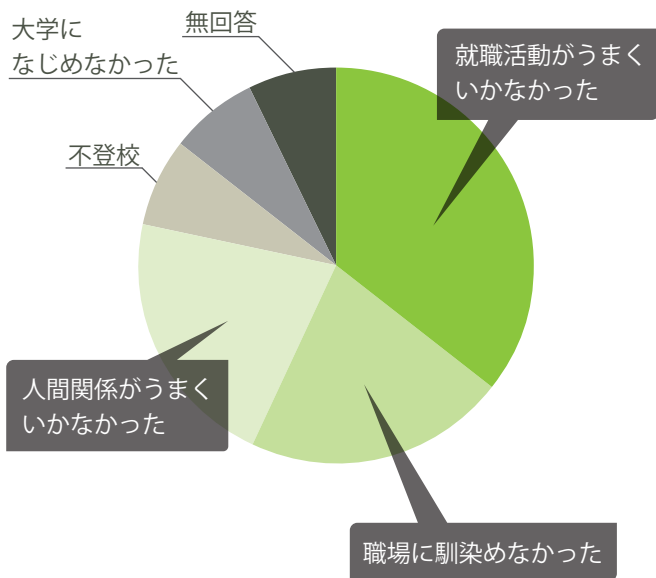
表 4-3 川西市におけるひきこもり推計者割合およびひきこもり親和群推計者割合

| | 回答者数 | 広義のひきこもり群 | ひきこもり親和群 |
|--------|---------|-----------|----------|
| 川西市調査 | 1,114 人 | 0.90% | 7.09% |
| 参考) 国※ | 3,115 人 | 1.57% | 4.81% |

※内閣府「若者の生活に関する調査報告書」平成 27 年 12 月調査 (出典)「川西市若者実態調査結果報告書」平成 28 年 10 月調査 19~39 歳 3,000 人対象 有効回収率 37.1%

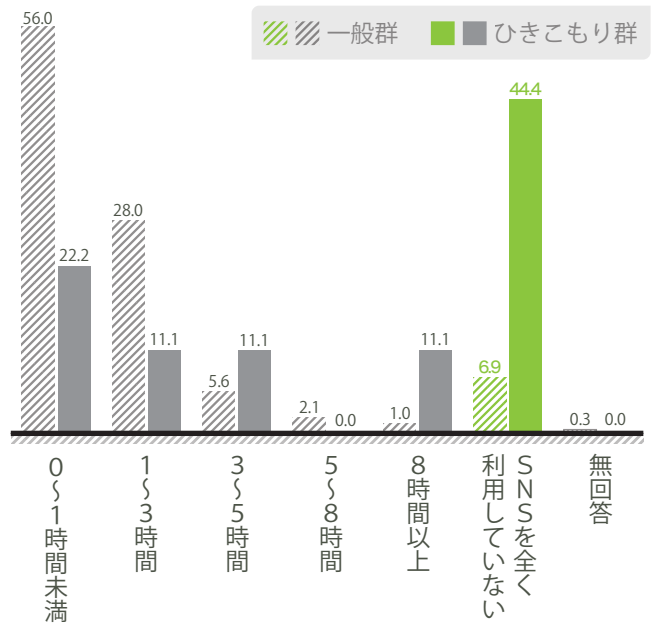
図 4-4 ひきこもりになったきっかけ

(出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」

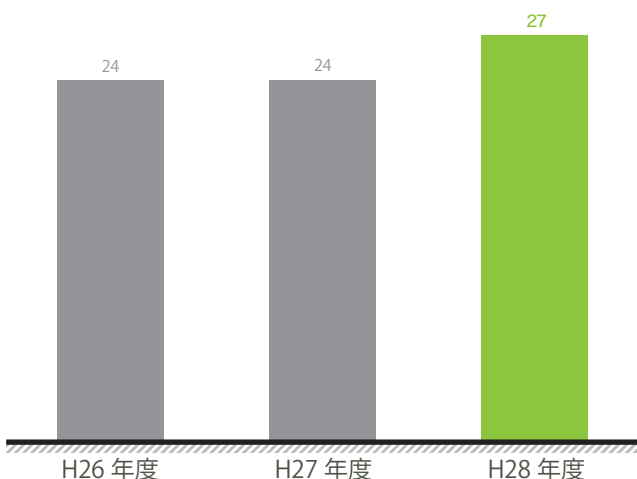


(%) 図 4-5 1日にどれくらいSNSを使うか (Web環境にある人)

(出典) 平成 28 年度「川西市若者実態調査結果報告書」



(件) 図表 4-6 相談件数の推移



| 年度 | 相談者のうち 就労へとつながった人の数 |
|--------|------------------------|
| H26 年度 | 4 人 |
| H27 年度 | 1 人 |
| H28 年度 | 5 人 |

川西市子ども・若者総合相談窓口利用実績 (平成 29 年 5 月 25 日現在)

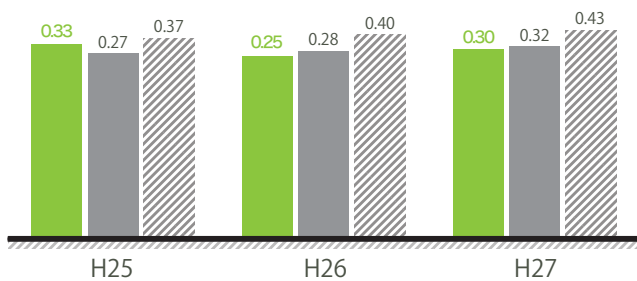
2 不登校

様々な原因・背景によって、学校に登校しない、もしくはできない児童・生徒がいます。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成 27 年度時点で、全国の不登校者の全体に占める割合は小学校で 0.42%、中学校で 2.83% であり、川西市における不登校者数の全体に占める割合は、小学校で 0.30%、中学校で 4.02% となっています **図 4-7** **図 4-8**。また、兵庫県「平成 27 年度 兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、国公私立小中学校の不登校の要因について、「家庭にかかる状況」が最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」、などが挙げられます **図 4-9**。

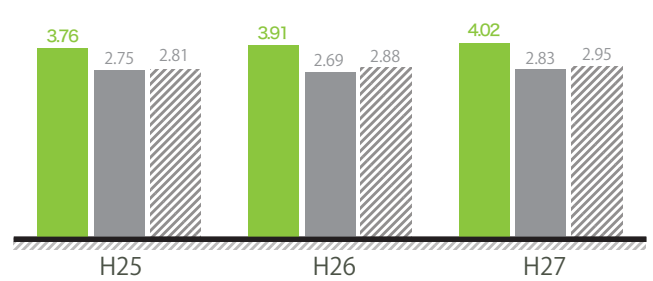
(%) **図 4-7** 不登校児童の割合（小学校）

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



(%) **図 4-8** 不登校生徒の割合（中学校）

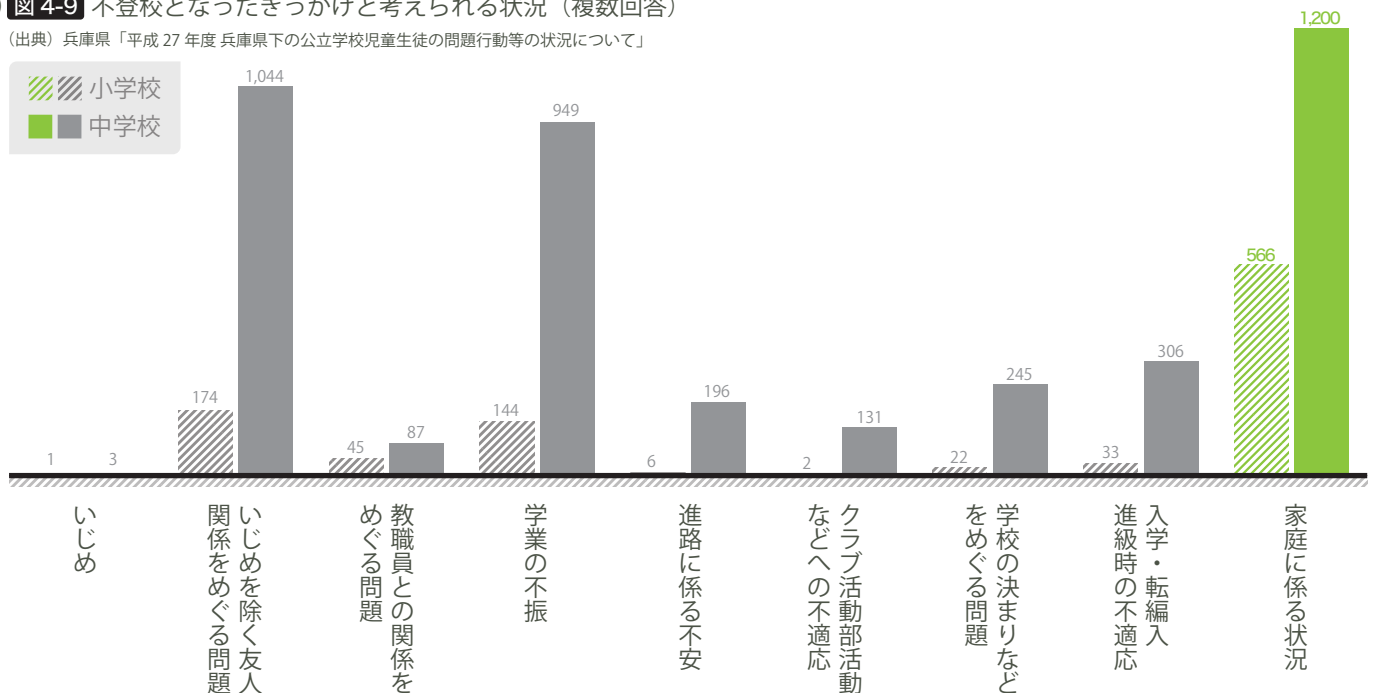
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



※川西市では、小・中学校とも長期欠席者を積極的に不登校と捉え、早期対応に努めている

(人) **図 4-9** 不登校となったきっかけと考えられる状況（複数回答）

(出典) 兵庫県「平成 27 年度 兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」



3 高等学校中途退学者

全国の高等学校中途退学者数は、平成 8 年度の 112,150 人、中退率 2.5%をピークに、増減を繰り返しながらも減少を続け、平成 27 年度は 49,001 人、中退率 1.4%となっています。兵庫県立高等学校における全日制課程の中退率は平成 18 年度以降毎年減少し、平成 27 年度は 471 人、0.53%でした。一方、定時制課程では、減少傾向ではあるものの毎年 10%以上の中退率が続き、平成 27 年度は 497 人、10.1%となっています **図4-10**。兵庫県「平成 27 年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、中途退学の主な理由は「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」であり、これら 3つの理由の合計が全体の 85%を占めています **表4-11**。

図4-10 兵庫県立高等学校における中退率の年度別推移

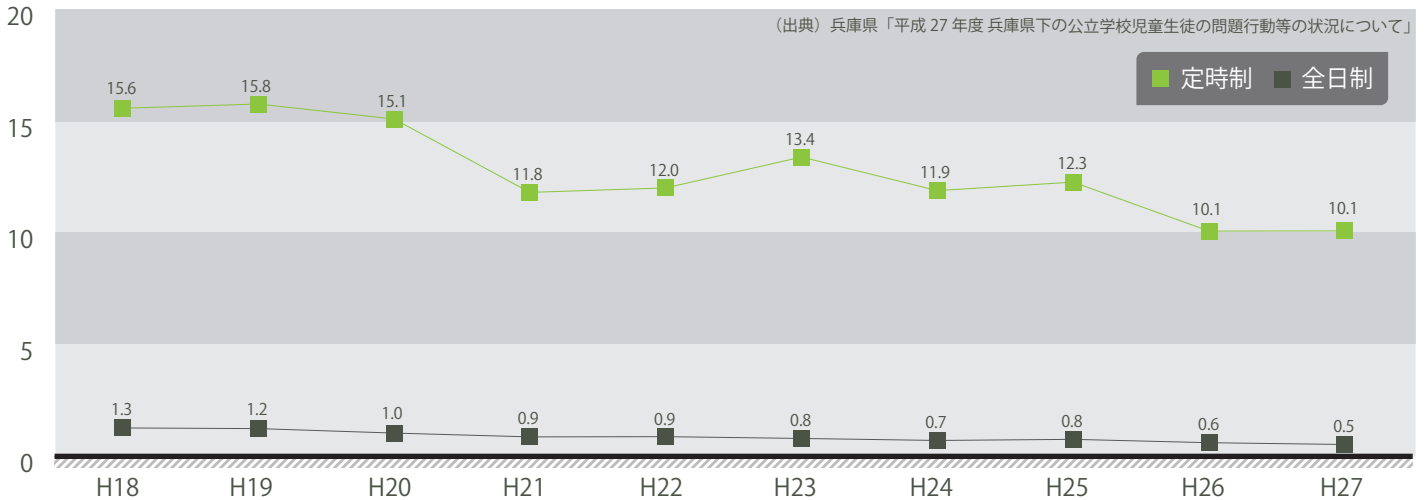


表4-11 県立高等学校における中退の主な事由

| 順位 | 1 | 2 | 3 |
|----|--------------------|----------------------|-----------|
| | 進路変更 44.6% | 学校生活・学業不適応 32.9% | 学業不振 7.5% |
| 事由 | 内訳 | 内訳 | |
| | 就職を希望 22.0% | もともと高校生活に熱意がない 14.2% | |
| | 別の学校への入学を希望 9.2% | 学校の雰囲気があわない 5.4% | |
| | 高卒認定試験を希望 3.7% | 人間関係がうまく保てない 5.2% | |
| | 専修学校などへの入学を希望 1.2% | 授業に興味がない 3.7% | |
| | その他 8.5% | その他 4.4% | |

(出典) 兵庫県「平成 27 年度 兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

4 若年無業者・フリーター

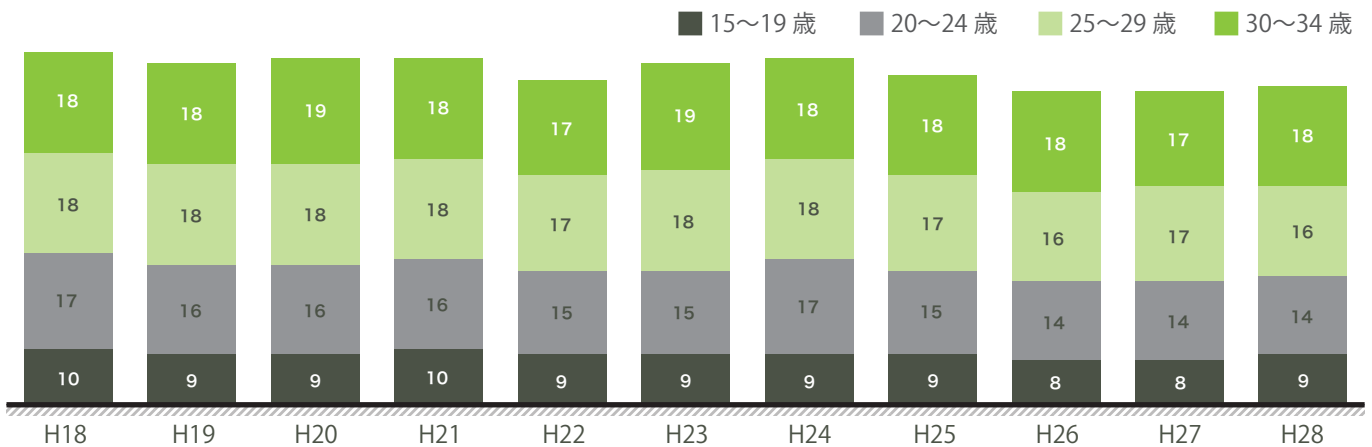
若者が充実した生活を送る上で就業は非常に重要であり、若年無業者※₁ やフリーター※₂、非正規雇用率の高さなどが、産業構造や就業形態の変化による課題として挙げられます。

総務省「労働力調査」によると、若年無業者数はここ数年は減少傾向にありましたが、平成 28 年度は平成 27 年度に比べ増加し、約 57 万人となっています【図4-12】。

全国のフリーター数は、平成 15 年の 217 万人をピークに年々減少し、平成 20 年秋のリーマンショック以降増加に転じましたが、平成 26 年以降再び減少傾向にあります【図4-13】。

(万人) 図4-12 若年無業者数の推移 (全国)

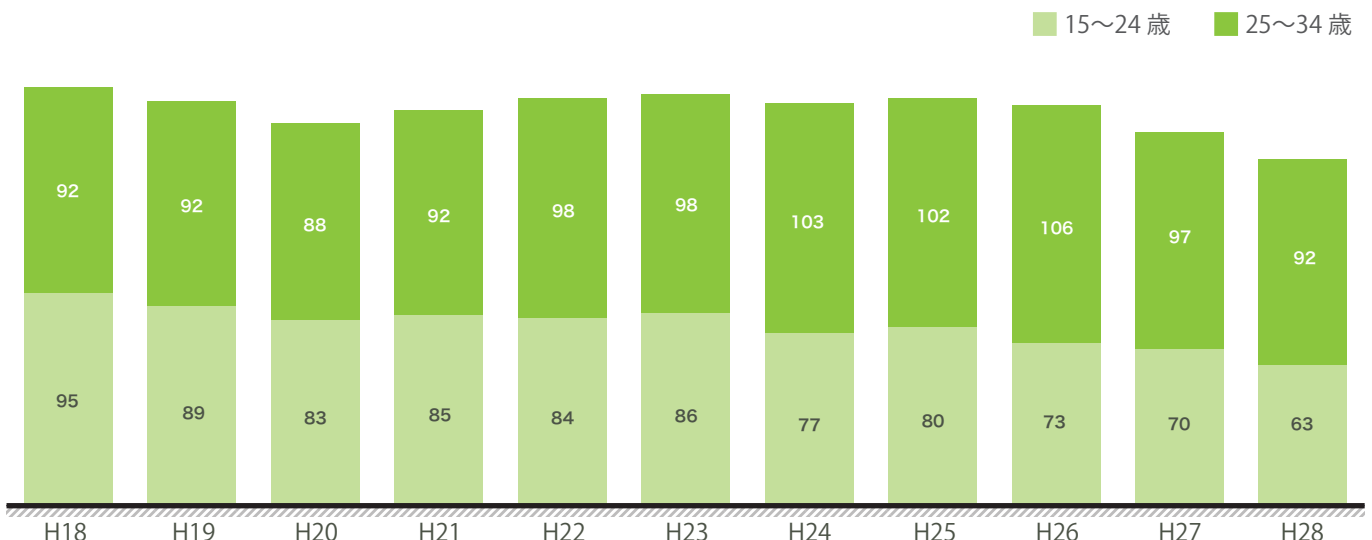
(出典) 総務省「労働力調査」



※₁若年無業者 高校や大学などの学校および予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、普段収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の人

(万人) 図4-13 フリーター数の推移 (全国)

(出典) 総務省「労働力調査」



※₂フリーター 15～34歳で、卒業者(男性)または卒業者で未婚(女性)であることに加え、勤め先またはその希望先がパート・アルバイト(家事も通学もしていない)

5 経済的な困窮

子どもやその保護者にとって、経済的な困窮は、普段の生活や将来に大きな影響を与えます。

厚生労働省が示す平成 28 年度「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率※₁」は、平成 24 年度には 16.3% であったのに対し平成 27 年度には 13.9% と、一定の減少は見られるものの、約 7 人に 1 人の子どもが貧困線※₂ に満たないという結果が出ています **図4-14** **表4-15**。

中でも、ひとり親家庭の平均所得は 270.3 万円で、全世帯の 545.8 万円と比べると大きく下回っており、「学校基本調査」では、ひとり親家庭の高校・大学などへの進学率が、低い傾向にあります **表4-16**。

(%) **図4-14** 貧困率の年次推移

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

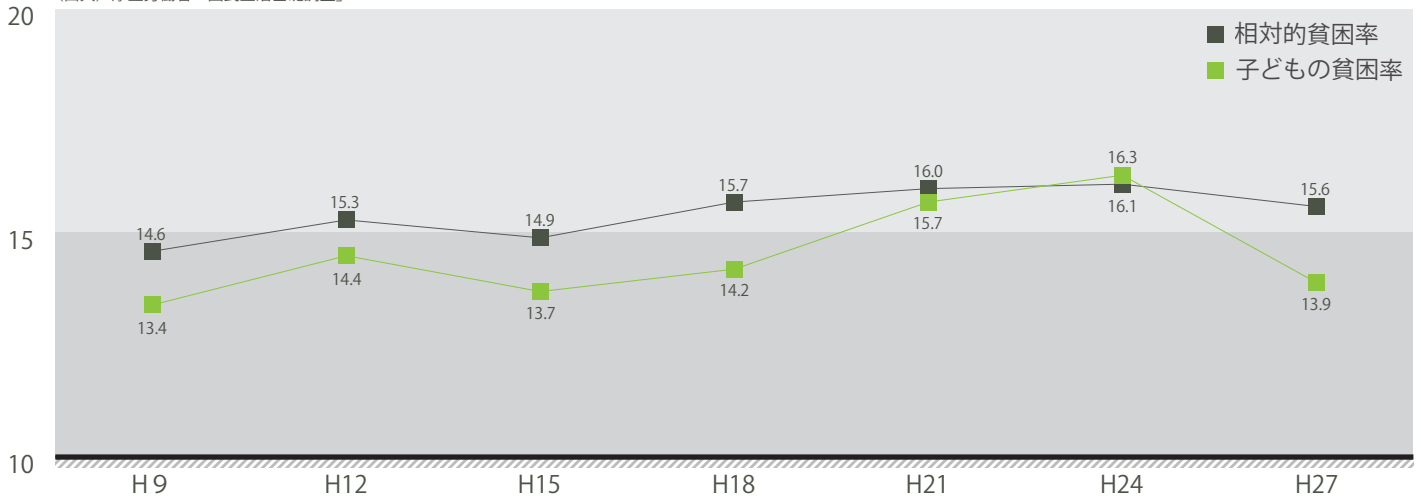


表4-15 貧困線の推移

| 年 | H9 | H12 | H15 | H18 | H21 | H24 | H27 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 貧困線 | 149 万円 | 137 万円 | 130 万円 | 127 万円 | 125 万円 | 122 万円 | 122 万円 |

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

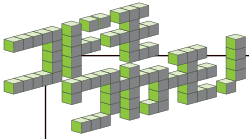
表4-16 ひとり親家庭の子どもの進学率

| | ひとり親家庭 | 全世帯 |
|-----------|--------|-------|
| 高校などへの進学率 | 93.9% | 96.6% |
| 大学などへの進学率 | 23.9% | 54.4% |

(出典) 平成 23 年度「全国母子家庭等調査」、平成 27 年度「学校基本調査」

※₁ **子どもの貧困率** 17 歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合

※₂ **貧困線** 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。それに満たない世帯員の割合を相対的貧困率という



子どもの貧困

Child Poverty

目的と理念

必要最低限の生活水準が満たされず、心身の維持が困難である絶対的貧困、左ページに記載の相対的貧困、いずれかに当てはまる17歳以下の子どもの状況が「子どもの貧困」とされています。

平成26年1月、国において「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

大綱では①子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること②全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的・理念としています。

基本的な方針と重点施策

貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すことや、第一に子供に視点を置いて切れ目のない施策の実施等に配慮すること、子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進

することなど10項目が基本的な方針とされています。また、重点施策は以下の通りです。

教育の支援

学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進▶教育費負担の軽減▶貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進▶学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

生活の支援

保護者の生活支援▶子供の生活支援▶関係機関が連携した支援体制の整備▶支援する人員の確保 など

保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の親の就業支援▶生活困窮者や生活保護受給者への就労支援▶保護者の学び直しの支援▶住宅就業に関する支援の推進 など

経済的支援

児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し▶ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究▶母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大▶養育費の確保に関する支援 など

子供の貧困に関する調査研究等

子供の貧困の実態把握▶子供の貧困に関する新たな指標の開発▶子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

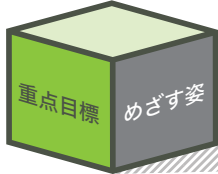
施策の推進体制等

対策会議を中心とする政府一体となった取組▶地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援▶官公民連携プロジェクト・国民運動の展開 など

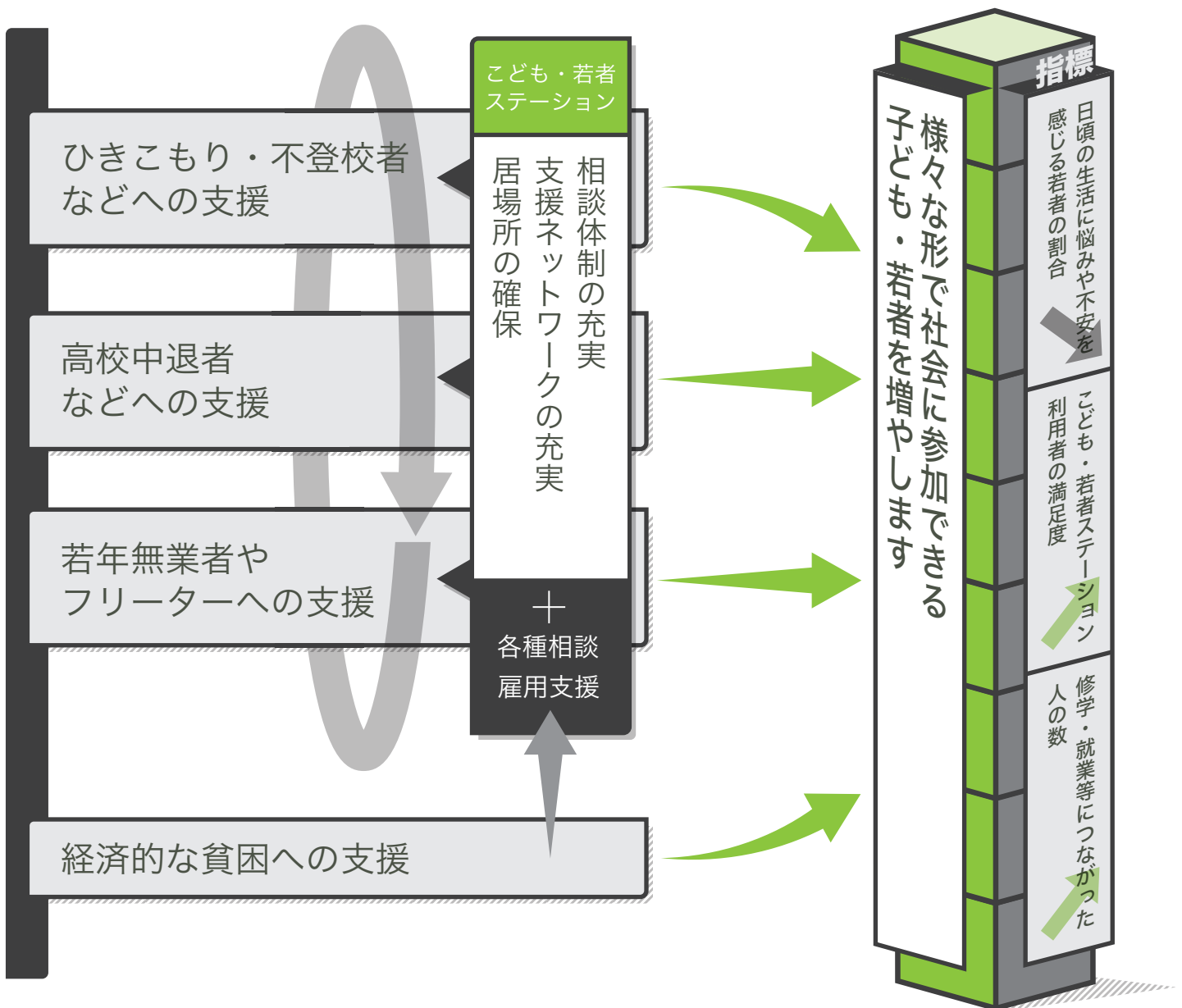
※「子供の貧困対策に関する大綱について」（平成26年8月29日閣議決定）を元に作成



課題と取り組み



社会生活を円滑に営む上で
困難を有する子ども・若者とその保護者を支援します



38-42 ページの「取り組み」表内の「対象」欄では小学生以上の対象範囲を示しています。

1 ひきこもり・不登校者などへの支援

課題

当事者が抱える悩み

子ども・若者の抱える課題は、幅広い分野における複合的な要因により生じています。本市では、ひきこもりや不登校などを対象に相談窓口を開設しており、これまでも相談者の社会参加へとつながってはいるものの、少しでも多くの子ども・若者の抱える困難の解消を図るためには、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターの機能を備えた拠点を開設し、相談事業の実施や必要な情報の提供、関係機関の紹介などの総合的な支援を行う必要があります。

複雑・多様化する課題

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の複雑で多様な問題に対応するため、各機関が連携を図りつつ支援を行う必要があります。

本市では、平成27年3月に「川西市子ども・若者支援地域協議会」を設置しましたが、相談窓口における個別ケースに関し、協議会に参加する専門家の意見を組み入れた対応には至っていない状況です。今後、先進的な取り組みに関するノウハウを持つアドバイザーしょうへいの招聘なども含めて検討し、継続的な若者支援を後押しする必要があります。

社会参加への中間的段階

困難を有する子ども・若者の支援には、相談事業などだけでなく、彼らの置かれた状況と社会参加との間に位置する中間的段階となる「居場所」が必要となります。

相談窓口や適応教室「セオリア」などとの連携を密に図りながら、居場所への参加を呼びかけ、困難を抱える若者が就労や復学、進学に向けた準備に取り組むことによって、社会参加への意欲や自信を取り戻すための支援を行う必要があります。

2 高等学校中途退学者などへの支援

課題

高等学校中途退学者や進路未決定卒業者が、進学や就労に資する学力を身に付けることができるよう、学習相談などの支援が必要です。

また、中退・卒業後に進路選択を行わない場合には、社会との接点が途絶えることを防ぎ、修学や就労に導くことが必要です。

3 若年無業者・フリーターへの支援

課題

専門機関と連携し、若年無業者などの若者が働くための第一歩を踏み出せるよう支援する必要があります。当事者にあわせた情報提供や就職活動に必要なスキルを段階的に習得することで、充実した職業生活を送ることのできるよう支援することが必要です。

1 相談体制

方向性

複合施設「キセラ川西プラザ」内に、「こども・若者ステーション」（43・44 ページ参照）を整備し、相談窓口を設置します。相談窓口には、臨床心理士など専門的な知識や経験のある者を配置し、相談者の対応を行います。また、こども・若者ステーションにおける支援以外にも、多方面からのアプローチにより、ひきこもりや不登校のほか、いじめや児童虐待、日常生活のストレスに悩む人や、性の悩み、精神的な悩みを抱える人などを対象とする相談を受け付けます。

高校中途退学者などに対しては、相談窓口での対応に加え、学校・保護者・関係機関の連携を図りつつ、高等学校への再入学などに向け、ライフスタイルに応じた支援を行います。対応が困難なケースは、その後の進路を見出すことができるよう、相談窓口や支援ネットワーク、「若者キャリアサポート川西」、「地域若者サポートステーション」※₁などの専門機関へと引き継ぎます。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|----------------------|---|-------------------|------------------|
| 1 | 子ども・若者 総合相談窓口事業 | 臨床心理士などによる、ひきこもり、若年無業者、不登校者とその保護者への相談を実施し、若者の居場所や就労、福祉サービスへとつなぐ。 | 15歳以上 40歳未満 | こども・若者 ステーション |
| 2 | 子どもの人権 オンブズパーソン事業 | いじめや不登校、児童虐待など、18歳未満の子どもの人権問題に対して相談および関係機関との調整を行うほか、保護者などからの申立てやオンブズパーソンの自己発意による調査を実施するなどして、子ども救済から見えてきた課題に対しては、「子どもの最善の利益」を確保する観点に立って、行為などの是正や改善を求めて、勧告や意見表明などを行う。 | 小学生 中学生 高校生 | 人権推進課 |
| 3 | 心の相談事業 | 日常生活のストレス、ひきこもりなどで、精神に障がい来す恐れのある人およびその家族に対して、専門医と精神保健福祉士などが相談に応じる。 | 全年齢 | 障害福祉課 |
| 4 | 青少年相談事業 適応教室運営事業 | 子ども・保護者を対象にした電話相談・来所相談や、教師に対するコンサルテーションを行う。不登校や登校できない状況の小・中学生に適応教室「セオリア」の開室や保護者対象の「おしゃべり会」などの相談を行う。 | 小学生 中学生 高校生 | 教育支援センター |
| 5 | スクールソーシャル ワーカーの配置 | 問題行動・不登校などの未然防止、早期解決を図るために、社会福祉、精神保健福祉などのスクールソーシャルワーカーを中学校区に配置し、関係機関と連携を取りながら、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 | 小学生 中学生 | 学校教育課 |
| 6 | セクマイ相談・学習会 | セクシャルマイノリティ（LGBT）に関する理解を深めるため、自認する人や悩みを持つ人、理解しようとする人のための相談・学習会を開催する。 | 全年齢 | 総合センター |

※₁地域若者サポートステーション 厚生労働省が委託する全国的な若者支援拠点。働くことに悩みを抱えている15～39歳までの若者を対象に就労支援を行っている

2 支援ネットワーク

方向性

「川西市子ども・若者支援地域協議会」において、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を定期的あるいは必要時に開催します。また、ケースカンファレンスなどを実施することで、相談窓口を利用する困難を有する子ども・若者当事者に対し、適切な助言などを行えるよう、従来のネットワーク関係を充実させ、相談事業と支援ネットワークの間に緊密な関係を築きます。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|---------------|--|-------|--------------|
| 1 | 子ども・若者支援地域協議会 | 教育、保健・福祉、医療、雇用、NPO、警察・補導などの関係機関と連携を図りつつ、支援ネットワークを充実する。 | 40歳未満 | こども・若者ステーション |

3 居場所

方向性

「こども・若者ステーション」内に、ひきこもりや不登校などの困難を有する子ども・若者の集える「居場所」を整備し、相談窓口などと連携しながら、困難を抱える若者が気軽に参加でき、仲間作りや自分自身を見直すきっかけとなるような体験ができる事業の実施を検討します。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|---------------------|--|-------|--------------|
| 1 | 若者の居場所運営事業 新規 再掲 | 「居場所」に関する講座や当事者の親同士の情報交換会のほか、若者によるスペース活用、子育て関係講座利用を検討する。 | 40歳未満 | こども・若者ステーション |

4 雇用支援

方向性

「若者キャリアサポート川西」において、「川西しごと・サポートセンター」※1との連携により、就労体験などを通じた支援を行います。

また、地域若者サポートステーションと連携し、キャリアコンサルタントなどによる個別相談や支援計画の作成や、個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム作成、就職した人への定着・ステップアップ相談などを行います。

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|--------------------|--|----------------|-------|
| 1 | 若者キャリアサポート川西 再掲 | 概ね40歳までの若年者を対象に、就労へ向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援を行う。また、社会保険労務士などの専門家を配置し、就労先の労働契約等についての相談を行う。 | 15歳以上 40歳未満 | 産業振興課 |

※1 川西しごと・サポートセンター ハローワーク伊丹と川西市が一体となって運営する施設で、求人情報の提供や職業相談、職業紹介などを行う

4 経済的な困窮への支援 ※ケースにより「こども・若者ステーション」などにおける取り組みも支援内容となります

課題

経済的困窮に対する公的支援策である生活保障制度に関しては、平成 27 年度に創設された「生活困窮者自立支援制度」が新たなセーフティーネットとして機能しています。

新制度では、何らかの原因で、平均的生活水準より著しく低い暮らしから抜け出せない、いわゆる「相対的貧困」の状況に苦しんでいる「ひとり親家庭」や「若年の子育て世帯」への支援も期待されており、様々な原因に対し包括的に対処するほか、貧困の連鎖を断ち切り、それらの世帯の親や子どもたちが、将来に夢や希望を持てるような支援策の早期実施が求められています。

方向性

経済的に厳しい状況に置かれた保護者の育児に関する支援を推進することに加え、子どもの教育の機会を設けるため、子どもたちの学習支援を行うほか、生活困窮の状況にある家庭に対して、資金の給付や貸付のほか、生活相談や就職活動などの支援を行います。

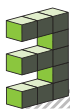
取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|--------------------------|--|----------------|-------|
| 1 | 生活保護制度にかかる高等学校等就学費の支給 | 高等学校などに就学し、卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に支給する。 | 16歳以上 | 生活支援課 |
| 2 | 生活保護世帯の高校生等アルバイト等の収入除外 | 生活保護受給中の高校生のアルバイトなどの収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって就学のために必要な最小限度の額を収入として認定しない。 | 16歳以上 | 生活支援課 |
| 3 | 生活保護世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 | 生活保護受給中に受けた貸付金、恵与金などのうち社会通念上、必要と認められる子どもの学習にかかる費用は、最小限度額を収入認定から除外する。 | 16歳以上 | 生活支援課 |
| 4 | 生活困窮者住居確保給付金 | 65歳未満で、離職後2年以内の世帯の生計主が住居を失うか、失う恐れがある場合に、住居を整えた上で就職活動に専念することを目的に、一定期間家賃相当額を支給する。 | 65歳未満 | 地域福祉課 |
| 5 | 生活保護制度にかかる被保護者就労支援事業 | 65歳未満で就労可能な生活保護受給者に対して、就労支援員とハローワークによる就職活動の支援を行う。 | 16歳以上 65歳未満 | 生活支援課 |

取り組み

| No. | 取り組み | 実施内容 | 対象 | 担当所管 |
|-----|-----------------------|---|------------|------------------|
| 6 | 高等職業訓練 促進給付金等事業 | ひとり親家庭で、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関などで修業する場合に、就業期間中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給する。 | 16歳以上 | こども支援課 |
| 7 | 自立支援教育訓練 給付金事業 | ひとり親家庭で、就職やキャリアアップのために、指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給する。 | 16歳以上 | こども支援課 |
| 8 | 自立相談支援事業 | 相談者の生活の苦しみや悩みごと、不安の解消に向け、相談支援員が相談者とともに考え、個々の支援プランをつくり、自立に向けた支援を行う。 | 全年齢 | 地域福祉課 |
| 9 | 就労準備支援事業 | 川西市就労準備支援事業所で就労に向けた能力の回復や就労体験の機会を設け、就労準備を行う。 | 16歳以上 | 地域福祉課 生活支援課 |
| 10 | 母子父子寡婦福祉 資金貸付金 | 県の貸付制度。ひとり親家庭において、児童の就学などで資金の貸し付けが必要となったとき、母子・父子自立支援員が資金の貸し付けや償還の相談に応じる。 | 16歳以上 | こども支援課 |
| 11 | 母子父子福祉応急資金 貸付事業 | ひとり親家庭で、予期せぬ生活困難に陥った際に、生活の安定と向上のため、無利息で必要な資金を貸し付ける。 | 16歳以上 | こども支援課 |
| 12 | 児童扶養手当制度 | 父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父または母や父または母にかわってその児童を養育している人に支給される。父または母がいても極めて重度の障害がある場合には支給される。 | 16歳以上 | こども支援課 |
| 13 | 養育支援訪問事業 | こんにちは赤ちゃん訪問などで、子育てを支援することが特に必要と認められる家庭を対象に、子育てに関する相談や支援などを行う。 | 16歳以上 | こども・若者 ステーション |
| 14 | きんたくん まなびの道場 再掲 | 「放課後」という時間に「学校」という場で「友だち」との関わりの中で、家庭学習の習慣化及び基礎基本の定着を図ること、また、子どもたちが自主的な学習に取り組む姿勢や態度、意欲を育む学習支援を行う。 | 小学生 中学生 | 学校教育課 |
| 15 | 就学援助制度 | 市立小・中学校に在籍し、経済的理由により就学に要する費用の支払が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助の要件に該当した場合、その費用の一部を援助する。 | 16歳以上 | 学務課 |

※対象年齢はサービス・給付等の対象となる範囲としています。



子ども・若者総合相談センター



こども・若者ステーション

目的

「キセラ川西プラザ」内に「こども・若者ステーション」として、ひきこもりや若年無業者、不登校者の社会参加への第一歩となる相談窓口機能と、相談者が外出するきっかけとなる居場所の機能を兼ね備えた総合的な支援拠点「子ども・若者総合相談センター」を整備します 図4-16 図4-17。

居場所の運営においては、課題を持つ当事者の若者が社会に再び参加するための中間的段階の役割を担うコミュニティづくりをめざします。また、事業としての活用だけでなく、ひきこもりの子どもを抱える親の会や普段から積極的に活動する若者にも開放し、和室や調理台を備えたスペースの特徴を利用した講座などにも活用することを検討します。事業実施時には、総合体育館やキセラ川西せせらぎ公園などに囲まれた立地を生かした取り組みを検討します。

図4-16 こども・若者ステーション位置図



機能

1 相談窓口

臨床心理士などによるひきこもり・若年無業者・不登校者とその保護者を対象とした個別相談

- ▶ 居場所や就労、福祉サービスへとつなぐ相談窓口を開設

2 居場所

1 臨床心理士などをコーディネーターに相談窓口来訪者を基本とする講座などを開設

- ▶ 創作活動や調理実習、共同作業、スポーツ体験などの事業実施を検討

2 親の会の情報交換会を開催

- ▶ 座談会形式による意見交換会や講義などの実施を検討

3 子ども・若者によるスペース活用

- ▶ スペースの開放や大学生や高校生による不登校者支援事業などを検討（ピアサポーターなど）

4 子育て関係講座を開催

- ▶ 親子絆づくりプログラム、乳幼児救急救命法講座などへの活用を検討

5 その他

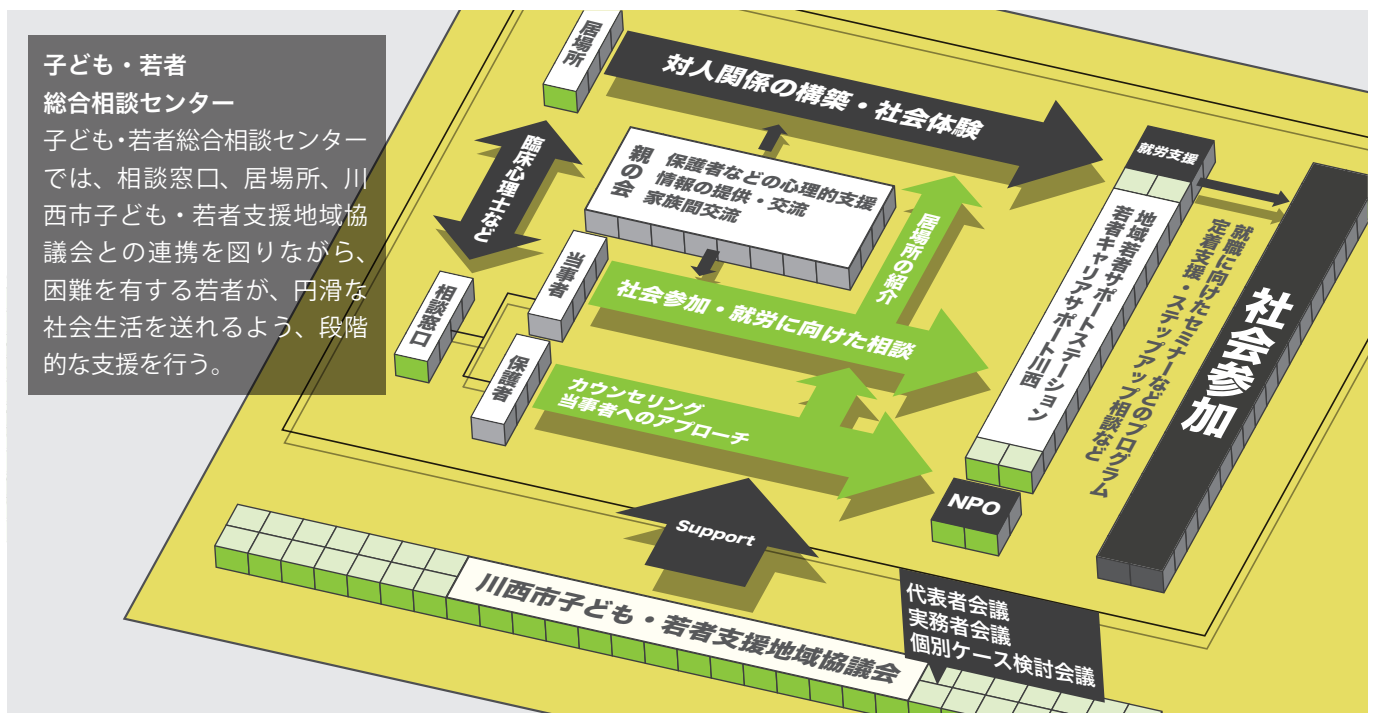
- ▶ 利用者や支援者、専門家などの提案を踏まえた活用方法を検討

3 支援ネットワーク

子ども・若者支援地域協議会を母体とした支援ネットワークを充実

- ▶ 現在実施している代表者会議や実務者会議などに加え、専門家によるケースカンファレンスを実施

図4-17 支援体制イメージ



5章

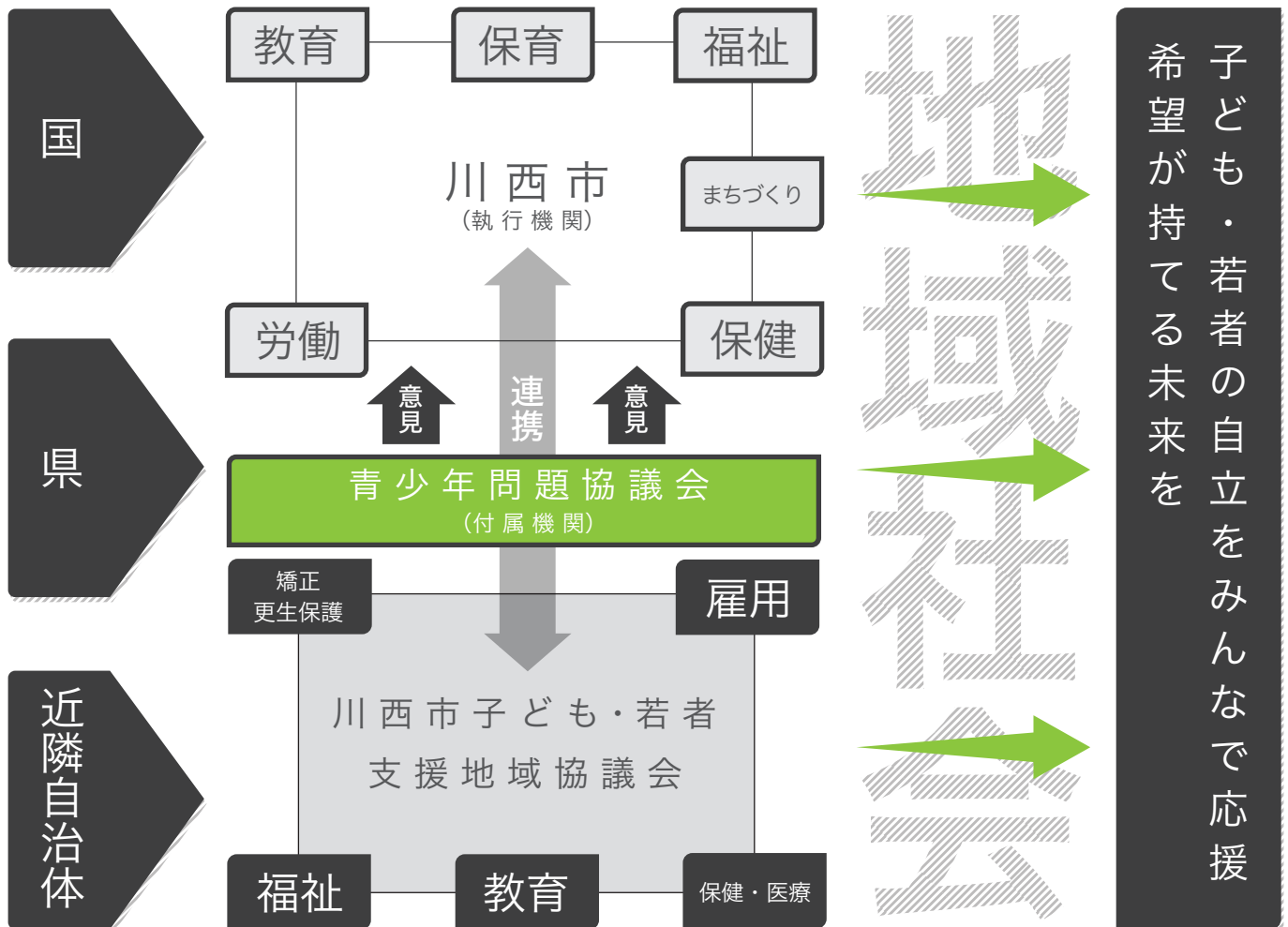
計画の推進に向けて



1 推進体制の充実

本計画は、川西市における子ども・若者の健全育成にかかる指針であり、教育や福祉、保健、医療、労働などの分野の施策と連携し、総合的に推進する必要があるため、川西市青少年問題協議会や川西市子ども・若者支援地域協議会を介した庁内外のネットワークの充実を図っていきます **図5-1**。

図5-1 推進体制関係図



2 関係団体との連携

計画の推進にあたり、行政のほか、関係機関や NPO 法人、民間事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。

とりわけ、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援にあたっては、厚生労働省の委託事業「地域若者サポートステーション」や、県が開設する相談支援センター「地域ランチ」などと協力し、継続的・専門的に支援を行う NPO 法人との連携を図るなど、多方面からの支援を推進します。

3 計画の広報

計画の理念や重点目標、施策内容について、各団体が主体的に取り組み、多くの人と共有できるよう、広報誌などを通して、PR 活動を進めるほか、ホームページなどでの情報発信においては、ユーザビリティに配慮したウェブサイト作成に努めていきます。

また、各事業の情報発信においても、ターゲットを意識した効果的な PR を試み、特色ある事業については、記者発表を行います。

4 計画の定期的な検証と評価

計画の実行にあたり、適切に進行管理、評価を行えるよう、川西市青少年問題協議会を中心に、取り組みの成果の検証と評価を行います。計画期間である平成 34 年度（2022 年度）までの間、年度ごとの評価を行い、計画第 3 章、第 4 章それぞれにおいて評価指数である基準値と目標値を設け、市民実感調査などを通じて各取り組みの効果を検証します **表 5-2**。

表 5-2 重点目標と掲載各取り組みの評価指標

| | | 指標 | 方向性 | 基準値 | 目標値 | |
|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|----------|--------------|--------------|------|
| 目指す姿 | 第 3 章 | 充実感を持って生きている若者の割合 | ↗ | 69.7% (2017) | 80.0% (2022) | |
| | | 市民実感調査 | | | | |
| | | 「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生) | ↗ | 85.0% (2015) | 88.0% (2021) | |
| | 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年) | | | | | |
| | 第 4 章 | 自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合 | ↗ | 62.5% (2017) | 70.0% (2022) | |
| | | 市民実感調査 | | | | |
| | | 日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合 | ↘ | 61.3% (2017) | 50.0% (2022) | |
| | 市民実感調査 | | | | | |
| | 第 4 章 | こども・若者ステーション利用者の満足度 | ↗ | - | 70.0% (2022) | |
| 利用者実績(平成30年9月開設予定のため「-」で表示) | | | | | | |
| 修学・就業等につながった人の数 | | ↗ | 5人(2016) | 10人(2022) | | |
| 利用者実績 | | | | | | |
| 取り組み | 指標 | | 良好 | おおむね良好 | 課題あり | 推進困難 |
| | 自己評価 | | ◎ | ○ | △ | × |

※社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者支援に関しては、多様なあり方が考えられ、取り組み実施にあたっては、多角的・長期的な視点での評価が必要です。

資料編

◎川西市青少年問題協議会規則

平成 27 年 3 月 26 日

教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 市議会議員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に教育委員会が必要と認める者

3 協議会に、会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 教育委員会は、第 2 項第 3 号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法により選考するものとする。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、教育委員会が特に定める場合を除き 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 教育委員会は、専門事項を調査及び研究させる必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門委員会を設置することができる。この場合において、専門委員会の委員長は、会長が指名するものとする。

4 専門委員は、当該専門事項に関する調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 6 条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(幹事)

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を助ける。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、こども未来部こども支援課が処理する。

(公印)

第 9 条 公印は、次のとおりとする。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

付則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に任命され、又は委嘱されている協議会の委員は、この規則の相当規定により任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、なお従前の例による。

| 名称 | 寸法 (センチメートル) | 用途 | 個数 | 保管者 |
|---------------|-----------------|-------------|----|---------------|
| 川西市青少年問題協議会長印 | 方 2.1 | 会長名をもつてする文書 | 1 | こども未来部こども支援課長 |

◎川西市青少年問題協議会専門委員会委員名簿

委員長

玉木 健弘 武庫川女子大学文学部 准教授

委員

貴戸 理恵 関西学院大学社会学部 准教授 / 森口 博喜 元県立高等学校教諭

佐島 由紀子 特定非営利法人ブルービーンズショア 代表理事 / 西原 由真 市民委員

◎川西市子ども・若者育成支援計画の改定経過

| 開催日 | 会議名等 | 議題等 |
|-------------------|----------------------|--|
| 平成 29 年 5 月 18 日 | 第 1 回川西市 青少年問題協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・川西市子ども若者・育成支援計画の改定について ・川西市青少年問題協議会専門委員の委嘱及び委員長の指名について |
| 平成 29 年 6 月 2 日 | 第 1 回専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の会議の進め方について ・会議公開運用要綱・会議公開にかかる傍聴要領について ・平成 25 年度～ 29 年度の計画にかかる総括について ・川西市子ども・若者育成支援計画の改定について ・川西市の若者の意識や生活実態について |
| 平成 29 年 6 月 23 日 | 第 2 回専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援拠点について ・市の連携所管・市内で活動している団体について ・広報の体制について ・ひきこもりデータについて ・近隣市における子ども・若者支援の対応状況について ・現行計画における基本理念・重点目標及び施策体系と現状について ・計画の基本理念・重点目標及び施策体系と計画の構成にかかる素案について |
| 平成 29 年 8 月 31 日 | 第 3 回専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画（素案）の改定にかかる概要について ・子ども・若者育成支援計画（素案）第 3・4・5 章について |
| 平成 29 年 9 月 13 日 | 第 4 回専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画（素案）における評価指標の位置づけ及び若者の居場所について ・子ども・若者育成支援計画（素案）第 3・4・5 章について |
| 平成 29 年 9 月 29 日 | 第 5 回専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画（素案）について |
| 平成 29 年 10 月 10 日 | 第 2 回川西市 青少年問題協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画（素案）について |

◎子ども・若者育成支援推進法

平成 21 年 7 月 8 日法律第 71 号

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目

的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活

を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理

念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成

及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成す

る多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若

者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成

機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部**(設置)**

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎川西市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援について効果的かつ円滑な実施を図るため、川西市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援対象者」という。）の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 支援対象者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 支援対象者の支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（法第15条第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置く。
- 3 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けた

ときは、あらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別検討ケース会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の活動の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者から構成し、協議会の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象者の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 支援対象者の支援に係る事例把握に関すること。
- (3) 支援対象者の支援を推進するための広報、研修活動等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要なこと。

4 個別ケース検討会議は、個々の支援対象者の具体的な支援に当たり、当該支援に関する関係機関等の担当者が、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 支援対象者に対する具体的な支援方法に関すること。

(3) 支援対象者に係る支援の評価に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要なこと。

(会議の開催)

第5条 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

3 実務者会議は、原則として年2回以上開催するほか、個別ケース検討会議は必要に応じ随時開催するものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関として川西市教育委員会子ども未来部子ども・若者ステーションを指定する。

2 子ども・若者支援調整機関の事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (3) 総合相談窓口の運営及び相談に関すること。
- (4) 個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定及び招集に関すること。

(5) 個別ケース検討会議での協議に必要な情報の収集に関すること。

(6) 個別ケース検討会議に基づく支援の状況把握及び進行管理に関すること。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の構成員は、協議会の事務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、この協議会を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定めるものとする。

別表 (第3条関係)

※次ページに掲載

別表（第3条関係）

| 区分 | 関係機関等名 |
|-----------------|-------------------------|
| アドバイザー | 学識経験者 |
| 警察・補導 | 兵庫県川西警察署 |
| | 川西市青少年補導委員会 |
| 矯正・更生保護 | 川西保護区保護司会 |
| | 川西地区更生保護女性会 |
| 教育 | 川西市立特・小学校校長会※ |
| | 川西市立中学校校長会 |
| | 兵庫県立川西明峰高等学校 |
| | 兵庫県立川西緑台高等学校 |
| | 兵庫県立川西北陵高等学校 |
| | 兵庫県立阪神昆陽高等学校 |
| | 兵庫県立猪名川高等学校 |
| | 川西市PTA連合会 |
| 保健・福祉 | 兵庫県川西こども家庭センター |
| | 兵庫県阪神北県民局 伊丹健康福祉事務所 |
| | 川西市社会福祉協議会 |
| | 川西市民生委員児童委員協議会連合会 |
| 医療 | 一般社団法人 川西市医師会 |
| 雇用 | 伊丹公共職業安定所 |
| | 若者キャリアサポート川西 |
| | 宝塚若者サポートステーション |
| | 三田若者サポートステーション |
| | 川西市商工会 |
| 支援団体 | 特定非営利活動法人 こうべユースネット |
| | 認定NPO法人 宝塚NPOセンター |
| 地域 | 川西市青少年育成市民会議 |
| | 川西市青少年団体連絡協議会 |
| | 川西市コミュニティ協議会連合会 |
| 川西市 | 市民環境部産業振興課 |
| | 福祉部生活支援課 |
| | 福祉部障害福祉課 |
| | 教育委員会こども未来部こども支援課 |
| | 教育委員会こども未来部こども・若者ステーション |
| | 教育委員会教育推進部学校教育課 |
| 教育委員会教育推進部社会教育課 | |

※「特」は特別支援学校を意味します

●子ども・若者支援事業担当課一覧

| 担当課 | 電話番号 | |
|--------------|---------------|---------------|
| 政策調整課 | ☎072-740-1120 | |
| 参画協働課 | ☎072-740-1600 | |
| 危機管理課 | ☎072-740-1145 | |
| 生活相談課 | ☎072-740-1333 | |
| 産業振興課 | ☎072-740-1162 | |
| 文化・観光・スポーツ課 | ☎072-740-1106 | |
| 人権推進課 | ☎072-740-1150 | |
| 総合センター | ☎072-758-8398 | |
| 地域福祉課 | ☎072-740-1172 | |
| 障害福祉課 | ☎072-740-1178 | |
| 生活支援課 | ☎072-740-1173 | |
| 健幸政策課 | ☎072-758-4721 | |
| 住宅政策課 | ☎072-740-1205 | |
| こども支援課 | ☎072-740-1246 | |
| こども・若者ステーション | ☎072-740-1248 | |
| 学校教育課 | ☎072-740-1254 | |
| 教育支援センター | ☎072-758-8680 | |
| 社会教育課 | ☎072-740-1244 | |
| 公民館 | 中央公民館※ | ☎072-758-0103 |
| | 川西南公民館 | ☎072-757-8623 |
| | 明峰公民館 | ☎072-759-6901 |
| | 多田公民館 | ☎072-793-0011 |
| | 緑台公民館 | ☎072-792-4951 |
| | けやき坂公民館 | ☎072-798-0770 |
| | 清和台公民館 | ☎072-798-1280 |
| | 東谷公民館 | ☎072-794-0004 |
| | 北陵公民館 | ☎072-794-9090 |
| | 黒川公民館 | ☎072-738-0107 |

※中央公民館は平成 30 年度に閉館します

●事業対象年齢一覧表

| (年齢) | | 6 | 12 | 18 | 30 | 40 |
|------|---------------------------|-----|-----|-----|--------|----|
| 章 | 事業 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| | ◎生きる力の育成と社会関係の構築 ▶教育環境の充実 | | | | | |
| | 基礎学力向上支援事業 | | | | | |
| | 外国語教育推進事業 | | | | | |
| | 地域に学ぶトライやる・ウィーク事業 | | | | | |
| | さんたくんまなびの道場 | | | | | |
| | 子ども議会実施事業 | | | | | |
| | キャリア教育の推進 | | | | | |
| | ▶理念の共有 | | | | | |
| | 人権学習推進事業 | | | | | |
| | 子どもの人権ネットワーク事業 | | | | | |
| | 教育研究事業 | | | | | |
| | 食育の推進 | | | | | |
| | いのちとこころのセミナー | | | | | |
| | いのちの授業 | | | | | |
| | 青少年の表彰 | | | | | |
| | ▶自然環境を活用した体験学習 | | | | | |
| | 里山体験学習事業 | | | | | |
| | 小学校体験活動事業 | | | | | |
| | 丹波少年自然の家運営事業 | | | | | |
| | 知明湖キャンプ場管理運営事業 | | | | | |
| | 地域活動支援事業 | | | | | |
| | プロカメラマンに学ぶ写真教室 | | | | | |
| | ▶異なる世代や集団との交流 | | | | | |
| | 児童館事業 | | | | | |
| | 放課後子ども教室 | | | | | |
| | 世代間交流事業 | | | | | |
| | 文化財保存啓発事業 | | | | | |
| | 若者の居場所運営事業 | | | | | |
| | 乳幼児とのふれあいを通じた体験事業 | | | | | |
| | 学校支援地域本部事業 | | | | | |
| | ▶充実した社会生活への支援 | | | | | |
| | 成人式典実施事業 | | | | | |
| | このまちで幸せになろうプロジェクト | | | | | |
| | 親元近居助成制度 | | | | | |
| | ◎就業への支援 | | | | | |
| | 就労支援事業 | | | | | |
| | 労働者支援事業 | | | | | |
| | 若者キャリアサポート川西 | | | | | |
| | ◎健全育成環境の整備 ▶情報教育の充実 | | | | | |
| | ICT活用推進事業 | | | | | |
| | インターネット・ケータイ問題への取り組み | | | | | |
| | ▶協働による生活安全活動 | | | | | |
| | 生活安全事業 | | | | | |
| | 消費者啓発事業 | | | | | |

| (年齢) | | 6 | 12 | 18 | 30 | 40 | |
|---------|--------------------------|-----|-----|-----|--------|----|--|
| 章 | 事業 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | | |
| 3章 | 青少年育成市民会議補助事業 | | | | | | |
| | 青少年センター運営事業 | | | | | | |
| | 青少年を取り巻く環境実態調査 | | | | | | |
| | 子どもをまもる110番のおうち | | | | | | |
| | 青色回転灯パトロール | | | | | | |
| | 学校安全協力員 | | | | | | |
| | ◎健全な成長を支える担い手の養成 | | | | | | |
| | 青少年交流事業 | | | | | | |
| | 地域づくり一括交付金 | | | | | | |
| | 林業振興事業 | | | | | | |
| | 防災リーダー養成講座受講等助成金 | | | | | | |
| | ◎文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援 | | | | | | |
| | 文化財団事業 | | | | | | |
| | 地域スポーツクラブ支援事業 | | | | | | |
| | スポーツ少年団支援事業 | | | | | | |
| | 姉妹都市(海外)などとの交流 | | | | | | |
| 川西女性起業塾 | | | | | | | |

| (年齢) | | 6 | 12 | 18 | 30 | 40 | |
|------------|---|-----|-----|-----|--------|----|--|
| 章 | 事業 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | | |
| 4章 | ◎ひきこもり、不登校者、高校中退者、若年無業者、フリーターなどへの支援 ▶相談体制 | | | | | | |
| | 子ども・若者総合相談窓口事業 | | | | | | |
| | 子どもの人権オンブズパーソン事業 | | | | | | |
| | 心の相談事業 | | | | | | |
| | 青少年相談事業・適応教室運営事業 | | | | | | |
| | スクールソーシャルワーカーの配置 | | | | | | |
| | セクマイ相談・学習会 | | | | | | |
| | ▶支援ネットワーク | | | | | | |
| | 子ども・若者支援地域協議会 | | | | | | |
| | ◎経済的な困窮への支援 | | | | | | |
| | 生活保護制度にかかる高等学校等就学費の支給 | | | | | | |
| | 生活保護世帯の高校生等アルバイト等の収入除外 | | | | | | |
| | 生活保護世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 | | | | | | |
| | 生活困窮者住居確保給付金 | | | | | | |
| | 生活保護制度にかかる被保護者就労支援事業 | | | | | | |
| | 高等職業訓練促進給付金等事業 | | | | | | |
| | 自立支援教育訓練給付金事業 | | | | | | |
| | 自立相談支援事業 | | | | | | |
| | 就労準備支援事業 | | | | | | |
| | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | | | | | | |
| 母子父子福祉応急資金 | | | | | | | |
| 児童扶養手当制度 | | | | | | | |
| 養育支援訪問事業 | | | | | | | |
| 就学援助制度 | | | | | | | |

※上記事業は原則計画掲載の順ですが、再掲事業は省略しています。また、対象年齢はサービス・給付等の対象となる範囲としています。

川西市市民憲章

平成 29 年 1 月 1 日制定

私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、幸せが実感できるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

か

語りあう 未来の希望 あしたの話

わ

分かちあう 豊かな自然 住みよいまち

に

担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと

し

信じよう 平和と共生 育むこころ



川西市 子ども・若者



川西市
Kawanishi City



発行

川西市教育委員会
こども未来部 こども支援課

策定年月

平成30年(2018年)3月

発行年月

平成30年(2018年)4月



〒666-8501
兵庫県川西市中央町12番1号
☎072-740-1246